

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031010		G01	z07001	金融庁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第11条 主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-1(3)	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。		都銀懇話会	10	A	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める。		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる。	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第11条 主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-1(3)	金融庁	
5057	5057128		G01	z07001	金融庁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第11条 主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-1(3)	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。		(社)日本経済団体連合会	128	A	銀行子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁【新規】	銀行等の子会社等が営むことのできる業務として、「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」について、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務も含めて認めるべきである。		現在、金融機関は個人事業者や中小事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に取り組んでいる。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小事業者等の資金調達の円滑化につながる。 「グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務」については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(2006年3月31日閣議決定)において、「銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する」とされているが、銀行等がグループ内の保証会社等に対し、与信判断の一部を委ねることは、銀行経営の健全性を確保しつつ、個人事業者や中小企業の資金調達の円滑化につながる。また、銀行のグループ会社が信用保証を行う場合であっても、信用保証の対象となる個々の貸付金が小口の場合には、銀行グループ全体として抱える信用リスクは一定程度に限定される。	金融監督庁・大蔵省告示第9号 主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-1(3)	金融庁監督局 総務課	銀行等の子会社等が営む信用保証業務として、「事業者に対する事業の用に供する資金」が認められていない。
5066	5066007		G01	z07001	金融庁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第11条 主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-1(3)	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。		社団法人リース事業協会	7	A	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	銀行等の子会社が営むことのできる保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係る保証とされ、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証は取扱うことができない。	本規制を撤廃し、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証の取扱いを認める。	銀行等の子会社は、リース会社等それぞれの会社が独自のノウハウを持っている。それらを「保証」という形態にて有効に活用することで、グループ内において信用補充、リスク分散を簡易かつ明瞭に行うことが可能となり、新たな金融サービスの提供が可能となる。遅くは、中小零細企業及び個人事業者の設備投資に積極的に応えることが可能となる。また、金融庁からの回答に、「銀行経営の健全性の観点やグループとしてのリスク管理の適切性の観点」とあるが、本業務は銀行本体にて営むことが認められた業務であること、グループ内の検査基準統一により事後的な是正が可能であること等から、健全性や適切性は保たれるものと考え、	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第11条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-7-1(3)	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053002		G02	z07002	金融庁	銀行法施行規則第13条第3項	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨を損なうおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。		社団法人信託協会	2	A	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	・信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む金融機関/信託業務/兼営等二重入ル法律第1条第1項第4号から7号に掲げる業務(以下「併営業務」という。)の代理業務を行うことができない。 ・信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を解禁すること。 ・特に、証券代行業務、相続関連業務については実務上強いニーズがあることから、早急な検討・手当てを要望する。		・例えば、信託専門関連業務子会社の営む当該業務の代理業務を、信託兼営金融機関等が取扱ひ、窓口業務を担うといった強いニーズが存在する。 ・本要望が手当てされれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、顧客利便の向上が期待できる。 ・信託兼営金融機関が営むことができる併営業務を子会社が営み、これについて信託兼営金融機関が代理業務を行うことは、銀行法の「他業禁止」の趣旨に反しないといえる。	銀行法施行規則第13条第2号	金融庁	
5057	5057134		G02	z07002	金融庁	銀行法施行規則第13条第3項	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨を損なうおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。		(社)日本経済団体連合会	134	A	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る。)の代理業務を解禁すべきである。特に、実務上強いニーズがある証券代行業務、相続関連業務について早急に検討を行い、措置を講じるべきである。		信託専門関連業務子会社が営む当該業務の代理業務を、信託兼営金融機関等が取り扱ひ、窓口業務を担うことについて、強いニーズが存在する。これが可能となれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、顧客利便の向上が期待できる。 これらは、本来、信託兼営金融機関が営むことのできる業務であり、銀行法の「他業」にあたらぬと考え、	銀行法施行規則第13条第2号	金融庁	信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務(以下「併営業務」という。)の代理業務を行うことができない。
5031	5031012		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大企業、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていなければならないと思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		都銀懇話会	12	A	コミットメントラインの対象企業の拡大	・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する。 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令)に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)		・コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は背棄できるもの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは、適切ではない。 ・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052011		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社等に限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。 一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広まりつつある。 したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることとなるため、規制緩和していただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続	
5057	5057129		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		(社)日本経済団体連合会	129	A	コミットメント契約適用対象先の拡大	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等をその範囲に含めるべきである。	コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位の濫用が発生するとは考えられず、コミットメントライン契約を適用することにより、資金調達の多様化、安定化を図ることが求められる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大することが可能かどうか検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。	特定融資枠契約に関する法律第2条	法務省 金融庁	資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等にはコミットメントライン契約による融資が認められていない。		
5071	5071005		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		社団法人全国信用組合中央協会	5	A	コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁			

全国規制改革及び民間開放要書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057137		G04	z07004	金融庁	資産の流動化に関する法律第4条第3項第3号、資産の流動化に関する法律施行規則第7条第1項	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	c		資産流動化法においては、投資者保護の観点より資産流動化計画に記載された特定資産の取得が確保されていることが重視される。特定資産の不動産売買契約書の添付を省略できるとすれば、資産流動化計画に記載された特定資産の取得が必ずしも確保されないことを容認することとなり投資者保護を図るという法の目的が害されるおそれがあるほか、入札においてはなおのこと特定資産の取得が確保されない可能性が高いという事情が認められるため、その契約書の添付を省略することは措置困難。		(社)日本経済団体連合会	137	A	特定目的会社の業務開始の届出に係る添付書類の簡素化[新規]	資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加すべきである。		資産流動化に関する法律第7条には、資産対応証券(優先出資、特定社債、特定約束手形)発行に先立って特定資産の取得及び借入を行う場合は、業務開始届出において添付書類の一部を省略できることとされている。これは、投資者を募る前であれば、届出義務規定を簡素化しても、投資者保護上問題がないとの趣旨で設けられたものである。しかしながら、現状、業務開始届出の添付書類のうち省略できるのは、特定資産管理処分に係る信託契約書及び委託契約書のみにとどまっており、依然として不動産売買契約書の添付が義務づけられている。そのため、不動産の売買契約成立前に特定目的借入を行うことは不可能であり、特定目的会社が国や地方公共団体の保有土地売却入札に参加する上で大きな障害となっている。業務開始届出において、不動産売買契約書の添付が不要となれば、特定目的借入によって入札保証金を調達して応札し、売買契約締結後に業務開始届出を行い、優先出資払込を行うことによって残金を支払い、当該不動産の引渡しを受けることが可能となる。	資産の流動化に関する法律第7条第1項、資産の流動化に関する法律施行規則第7条第1項、同第20条第3項	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。
5084	5084002		G04	z07004	金融庁	資産の流動化に関する法律第4条第3項第3号、資産の流動化に関する法律施行規則第7条第1項	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	c		資産流動化法においては、投資者保護の観点より資産流動化計画に記載された特定資産の取得が確保されていることが重視される。特定資産の不動産売買契約書の添付を省略できるとすれば、資産流動化計画に記載された特定資産の取得が必ずしも確保されないことを容認することとなり投資者保護を図るという法の目的が害されるおそれがあるほか、入札においてはなおのこと特定資産の取得が確保されない可能性が高いという事情が認められるため、その契約書の添付を省略することは措置困難。		(社)不動産証券化協会	2	A	特定目的会社の業務開始の届出に係る添付書類の簡素化	資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加されたい。		特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	資産の流動化に関する法律第7条、同法施行規則第20条第3項	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願いします。
5057	5057138		G05	z07005	金融庁	資産の流動化に関する法律第199条	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けてはならないとされている。	c		資産の流動化に関する法律第199条により特定資産の譲渡人に譲ることが要求される告知義務は、特定目的会社が資産対応証券の発行者としての開示義務(情報提供義務)を十全に果たすことを可能とするため、譲渡人から特定資産に係る情報の提供を受けることができる体制を確保することを要求するものである。当初は証券取引法上の開示義務が課されない場合であっても事後的に開示義務が生じる場合も排除できないことから、投資家に対して必要に応じて特定資産に関する情報を提供することができる体制を確保することが必要であり、同条の適用を除外することは措置困難。		(社)日本経済団体連合会	138	A	特定資産の譲受けに伴う告知義務の緩和[新規]	有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけないこととすべきである。		有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけないこととすべきである。	資産の流動化に関する法律第199条	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けてはならないとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5084	5084001		G05	z07005	金融庁	資産の流動化に関する法律第199条	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。	c		資産の流動化に関する法律第199条により特定資産の譲渡人に譲渡することが要求される告知義務は、特定目的会社が資産対応証券の発行者としての開示義務・情報提供義務を十全に果たすことを可能とするため、譲渡人から特定資産に係る情報の提供を受けることができる体制を確保することを要求するものである。当初は証券取引法上の開示義務が課されない場合であっても事後的に開示義務が生じる場合も排除できないことから、投資家に対して必要に応じて特定資産に関する情報を提供することができる体制を確保することが必要であり、同条の適用を除外することは措置困難。		(社)不動産証券化協会	1	A	特定資産の譲受けの契約要件緩和	有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私簿(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけないこととされた。	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。	有価証券の発行対象が適格機関投資家のみ、あるいは私簿の場合には、本来、有価証券届出書および通知書は作成されないため、当該告知義務も不要であるはずである。また、本来必要ではない告知義務を定めた条項があると、譲渡人が違和感を持つ場合があり、円滑な不動産取引を阻害している。とりわけ、国や地方公共団体の保有土地売却に係る入札実務においては、不動産売買契約書が定型化されており、当該告知義務を契約書に盛り込むことは不可能であり、特定目的会社が入札に参加できなくなっている。	資産の流動化に関する法律199条	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願いたします。
5053	5053008		G06	z07006	金融庁	投資顧問業法第8条、第29条	法第8条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届け出ることが規定されている。	c		登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考える。		社団法人信託協会	8	A	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	・認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。 ・投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限を、例えは「1ヶ月、少なくとも他の法令(*)に例があるように「遅滞なく」と弾力化すること。 (*)他の法令：投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等	・投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を超過するケースもある。 ・かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の提出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・投資顧問業者登録簿を公衆閲覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上必要なものといえるのか再考が必要である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁		
5057	5057151		G06	z07006	金融庁	投資顧問業法第8条、第29条	法第8条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届け出ることが規定されている。	c		登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	151	A	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限を1ヶ月とすべきである。仮に当該措置が困難な場合については、少なくとも他の法令(*)の規定と同様「遅滞なく」へと弾力化すべきである。 (*)他の法令：投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等	投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を超過するケースもある。 ・かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の提出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・投資顧問業者登録簿を公衆閲覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上不可欠なものといえるのかについて再考が必要である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁	認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053009		G07	z07007	金融庁	投資顧問業法第35条、同施行規則第33条、別紙様式第22号	投資顧問業者に対しては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条において、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。	b		営業報告書における「有価証券の引受け等の状況、の記載事項については、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討を行う。		社団法人信託協会	9	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。 営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づき(投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面を明らかにしなければならぬが)投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている。(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項) 内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく(営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、引受け等を行う有価証券が多数にのぼることから、その実務負担を勘案したものと解される。 営業報告書についても、同様の取扱いとすることを要望するもの。 	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条、同施行規則第33条および別紙様式第22号	金融庁		
5057	5057150		G07	z07007	金融庁	投資顧問業法第35条、同施行規則第33条、別紙様式第22号	投資顧問業者に対しては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条において、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。	b		営業報告書における「有価証券の引受け等の状況、の記載事項については、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討を行う。		(社)日本経済団体連合会	150	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく(営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、信託業が免許制という厳格な手続きの下で営まれている上、引受け等を行う有価証券が多数に上ることから、その実務負担を勘案したものと解される。 また、投資顧問業は登録制であり、立入検査の制度もあることから、記載事項を簡素化しても、公益又は投資者保護の趣旨にもとらなれないものと解される。記載事項によりコストが削減されることで、投資家の利益にも資する。 	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条、同施行規則第33条および別紙様式第22号	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。 営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づき(投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面を明らかにしなければならぬが)投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている。(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。 	
5053	5053010		G08	z07008	金融庁、法務省	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律	信託の受益者については、本人確認法第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	c		いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められる可能性がない、とは言いがたえず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。		社団法人信託協会	10	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。 敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産における有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっている。 信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を変えずに、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われず、このような信託は「モノ」の信託に類似しているといえ、マネー・ローディングの可能性は存在しないと考える。 	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁、法務省等		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057157		G08	z07008	金融庁、法務省		金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律	c		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。		(社)日本経済団体連合会	157	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和(新規)	敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や全外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。		信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっているため、発行体および株主に大きな不利益が生じる可能性がある。 信託型ライツ・プランは、受託者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形を変え、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ全額授受が行われず、このような信託は「モノ」の信託に類似しているともいえる。敢えてこのような形態を利用したマネー・ロンダリングの可能性は存在しないと考える。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条、同法に基づき本人確認義務が免除されている。 他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき本人確認義務が課されている。 信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づき本人確認手続きが必要となる。	金融庁 法務省	
5052	5052018		G24	z07009	金融庁、厚生労働省		確定拠出年金法	c		営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業が禁止されている。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	18	A	確定拠出年金運用管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運用管理業務のうち運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う中小金融機関の体制整備において、兼務禁止規制は、その推進上極めて負担が大きいため、中立的な確保を条件に本兼務禁止措置を緩和することにより、金融機関業務の効率性を高めるとともに、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省、 金融庁	継続
5071	5071013		G24	z07009	金融庁、厚生労働省		確定拠出年金法	c		営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業が禁止されている。		社団法人全国信用組合中央協会	13	A	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止を撤廃すること	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。本規制が撤廃されることにより、確定拠出年金制度の概要や運用商品に関する説明から販売事務まで一担当者が一貫して行うことが可能となり、利便性の向上に資することとなる。また、人的余力に乏しい信用組合においては、規模・特性に応じた組織運営、業務展開が可能となり、収益機会の拡大等を図ることができる。	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031001			z07010	金融庁	銀行法第52条の23、第52条の24	現行制度上の銀行持株会社は子会社の業務範囲について限定列挙されている。	c		銀行は決済機能を有しており、経営の健全性の確保の観点から子会社からの他業リスクについては、保険持株会社に比べ厳格に行わなければならないと考える。また、決済機能を有しているという点で同じであることから、個々の銀行持株会社の子会社業務範囲に対し、違いを設けることはできない。このため、子会社の業務範囲を個別承認とすることは措置困難である。		都銀懇話会	1	A	銀行持株会社の子会社等の範囲の見直し	・銀行持株会社について、銀行法上に限定列挙されている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し。 ・銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるよう規定を見直し。		・金融グループの事業内容の見直し、業態を超えた提携・再編を進める上で支障となる規制の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。 ・銀行持株会社の下で、銀行とその他の会社が兄弟会社として存在する場合においては、銀行が子会社、関連会社を保有する場合に比べ、銀行に波及する他業リスクが一定程度遮断される効果がある。他業禁止の趣旨について十分配慮することが前提とはなるが、銀行持株会社の子会社等の範囲については、こうした効果や個別の事情を踏まえた柔軟な対応が認められるべき。 ・保険業法においても、保険持株会社と保険会社との間には子会社等の業務範囲の内容には差がある。具体的には、保険会社は、銀行と同様、他業禁止の観点から子会社の範囲が限定列挙されているが、保険持株会社については、限定列挙された会社以外でも事前の承認を受けることにより子会社とすることが認められている。 ・こうしたことから、銀行持株会社の子会社等については、金融庁の個別の事前承認を要件とし、銀行の子会社等に認められる業務以外の業務のうち、金融業務に関連性のある業務等の一定の業務を営むことを認めるべき。また、銀行持株会社と他の会社との合併時においては、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるべき。	銀行法第52条の23、第52条の24	金融庁	
5031	5031002			z07011	金融庁	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2(7)	企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		都銀懇話会	2	A	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	・構成員契約規制を撤廃する。		・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に依らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る。顧客利便性の観点で問題。 ・顧客勤務先の特定が困難なケースも多いなど(同名企業の存在等)、実務上の負担大。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く。 ・銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	金融庁	
5031	5031003			z07012	金融庁	保険業法第275条第1項第1号 同法施行規則第212条第2項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開保険情報を保険募集以外の業務に利用するには、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c		本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、講じられているものである。利用目的の事前の通知・公表の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務との間でそれぞれの業務に係る非公開情報を流用してはならないとするなど、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。		都銀懇話会	3	A	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する。		・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい。	保険業法第275条第1項第1号 保険業法施行規則第212条第2項第1号	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5031	5031004			z07013	金融庁	保険業法第275条第1項第1号 同法施行令第39条 同法施行規則第212条の2、第212条の4、第212条の5 銀行法等 銀行等による保険商品の販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金私積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。 平成17年12月には、一時払終身保険、保険期間10年以下の平準払老齢保険(法人契約を除く。)及び一時払養老保険並びに自動車保険以外の個人向け損害保険(事業関連の保険を除く。)のうち団体契約等でないもの又は積立保険及び積立傷害保険の販売が認められた。 なお、これらに伴い所要の弊害防止措置が設けられている。	c	-	銀行等による保険募集の状況等をモニタリングし、保険契約者の保護の観点から問題がなければ、平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。また、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。		銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁する。 銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう販売状況等に応じて見直しを行う。		都銀懇話会	4	A	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和			銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化、効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を幅広く(解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。 銀行・銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んでも、銀行経営の健全性が損なわれることなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い経営の自由度を確保する観点からも認めらるべきである。 弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面での負担が大きく、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うべきである。	保険業法第275条、保険業法施行令第39条、保険業法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3、銀行法第16条の2第1項第9号、同法第2項第4号、第52条の23第1項第8号、銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第1項第3の4号	金融庁	
5031	5031005			z07014	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買など不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		都銀懇話会	5	A	都銀等による信託業務に係る規制緩和		不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する。		金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	金融庁			
5031	5031006			z07015	金融庁	銀行法第10条第2項 第11条 有価証券に係る投資顧問業は、銀行法上業務として規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことができない。	c		投資一任契約に係る業務は証券取引行為を伴うものであり、いわゆる銀証分離の観点から、これを普通銀行に認めることは適切ではない。(なお、金融商品取引法においては普通銀行が投資助言業務を行うことは禁止されていない。)		都銀懇話会	6	A	普通銀行に対する投資助言業務・投資一任業務の解禁		普通銀行についても、信託兼営金融機関同様、投資助言・投資一任業務を解禁。		様々な金融市場に関する情報、投資ノウハウを有する普通銀行に、投資助言業務や投資一任取引を解禁することにより、COI(Currency Overlay, カレンシーオーバーレイ、為替変動リスクを総合的にヘッジする為の投資助言・投資一任業務)をはじめとする法人顧客の投資・運用に関する多様なニーズに対応することが可能になる。 また、業態を超えた競争が促進されることにより、金融サービスの質の向上につながる。	銀行法第10条、第12条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031007			z07016	金融庁	銀行法第16条の2第1項各号、銀行法第17条の3、主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)ロ)	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投資法施行令」といふ)第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」の銀行の子会社が執行することができない。	b		銀行子会社が「投資法施行令」第38条に規定する不動産等特定資産に係る投資に關し助言を行う業務を子会社の業務範囲に追加することについては、業務の特殊性、投資家保護の観点から、銀行業務との関連性、その必要性等について慎重に検討を行う必要がある。		都銀懇話会	7	A	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投資法施行令」といふ)第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加。		銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業者を投資信託委託業者を子会社とすることができるが、当該投資信託委託業者が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資法」といふ)第34条の10第2項に定める内閣総理大臣あての届出を行って投資法施行令第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」(以下「特定資産助言業務」といふ)を兼業した場合、子会社とすることができない。 投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼業のための手続が認可ではなく「届出である」は、その兼業に係る諸々のリスクが小さいと考えられることによると推測され、そうであるならば、銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼業も特段の問題はないものと思料されるし、また、そもそも「特定資産助言業務」を営む会社を銀行の子会社としても支障ないものと思われる。 金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が執行することにより、顧客利便性を高めるべきと思われる。	銀行法第16条の2第1項各号、銀行法第17条の3、主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)ロ)	金融庁	
5031	5031008			z07017	金融庁	証券取引法第65条第1項(解釈)証券会社向け総合的な監督指針(-2-3(1)、-2-2-3(4)等)	証券取引法第65条は金融機関の証券業務を原則禁止としているが、これは証券業務を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためである。この点に関してはこれまでも証券会社との共同店舗、共同訪問を認め、また、16年12月にも証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和を行っているところ。 なお、銀行が法65条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、監督指針(-2-3(1))において明確化されている。 また、3-2-2-3(4)において、協同訪問の際の禁止行為が例示されている。	c	-	証券取引法第65条の趣旨は、金融機関が証券業務を兼業することから生じる利益相反の防止や優越的地位による過度の影響力の排除、また、金融機関を証券業務、特に引受業務によるリスクから遮断することによって預金者等の保護を図る等の観点から規定されている。 要望事項では、銀行が発行体向けに証券業務に係る行為の一部を代行することを求めているが、実質的には金融機関が直接証券業務を行うことになりかねず、以上に述べた証券取引法第65条の趣旨から適当ではないと考ええる。		都銀懇話会	8	A	市場誘導ビジネスの対象拡大	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを認める。		企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等()ができず、顧客利便性が損われる状況となっている。 (例)証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的デールの説明 - 上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと - 上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられる。	証券取引法第65条第1項(解釈)証券会社向け総合的な監督指針(-2-3(1)、-2-2-3(4)等)	金融庁	
5031	5031009			z07018	金融庁	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、証券取引法第32条第1項、同条第2項、同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	証券会社の親法人等・子法人等が発行する有価証券について、その証券会社が主幹事会社として引受けを行うことが制限されている。 証券会社の役員による親銀行等の役職員の兼職又は証券会社の役員員による子銀行等の役職員の兼職は不可。 証券会社とその親法人等・子法人等の間における非公開情報の授受は制限されている。 証券会社とその親銀行等・子銀行等との間での電子情報処理組織の共用は制限されている。	b c a		18年度中に検討を行う。 証券取引法第32条は、同法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 現行規制は、親法人等又は子法人等との利益相反の防止及び顧客の非公開情報の重要性を踏まえた適切なものと考えており、措置困難。 18年度中に措置。		都銀懇話会	9	A	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える。 証券会社の役員が親銀行等の役職員を兼ねること及び証券会社の役員員が子銀行等の役員を兼ねることを、証券取引法第32条の改正により解禁。 非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止。 電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止。	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、証券取引法第32条第1項、同条第2項、同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	金融庁			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031011			z07019	金融庁	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3条	前払式証券規制法では、購入者保護等の観点から発行者に対して、届出又は登録、発行保証金の供託等の義務を課している。	c		・前払式証券の発行を行う銀行等を前払式証券規制法の適用除外とすれば、他の発行者との間で競争条件での不平等な取扱いを行うこととなり、基本的には、イコールフットリングを維持すべきであると考え、 また、銀行等が発行する前払式証券について、前払式証券規制法の適用除外や管理・報告義務を軽減・免除とすることは、発行の状況等が適切に把握されず前受金の保全措置が講じられないおそれがあり、このような状態では、購入者等の利益の保護の観点からも適用除外は困難である。		都銀懇話会	11	A	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	・銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オンライン・デビット等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用対象外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。		・現行のプリカ法は、前払い、証券その他のものが発行されている。利用の際に使用できる、の3要件を備えたものを規制対象としている。その立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。 一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の義務として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対しプリカ法上の管理・規制を適用する必要性は乏しい。こうしたことから、銀行等が発行体となる電子マネーについては同法の適用除外とすべきと考える。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オンライン・デビット等)については、その判断基準を示すとともに、プリカ法の適用対象外とすべき。少なくとも、同法に基づく煩雑な管理・報告事項についても軽減・免除するよう要望する。	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3条、第7条、第11条、第13条、第16条、第17条	金融庁	
5031	5031014			z07020	金融庁、法務省	民法	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-		譲受人が信託業者等の一定の免許事業者の場合に譲渡禁止特約の対外効を制限する旨の特例を設けるかどうかについては、譲渡禁止特約によって保護されるべき債権者の利益を不当に害することがないかどうか等について、特に慎重に判断していく必要があるものである。		都銀懇話会	14	A	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	・売掛債権等の一定の種類は指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく(信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律を一部改正。 ・民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)		・そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債権者を適態な取立てなどの権利行使から保護することが前提にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。 ・現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。 ・我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁、法務省	
5031	5031015			z07021	金融庁	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b		現在、貸金業制度等のあり方については、与党・政府において検討が行われているところであり、現段階で本件の取扱いについては未定である。		都銀懇話会	15	A	貸金業規制法に基づく(書面交付義務に係る)規制緩和	・貸金業規制法に基づき、適正に成立した極度貸付契約の極度枠内の個別の貸付取引については、17条、18条に係る記載内容の簡略化を許容、または、書面交付方法について、債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機能を用いた電磁的方法」による通知を認める。		・わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大しており、平成12年の出資法の上限金利の引下げ等、関連規制の見直しが進められてきている。 ・こうした中、銀行においても、消費者金融市場の健全な発展に取り組むべく、新たな消費者金融商品の提供や既存の消費者金融会社への出資等への対応を進めている。 ・現在、消費者金融市場においては、極度貸付契約に基づいた個別の貸付・返済にATMを利用する取引が、利便性の観点から、利用者の高い支持を得ている。しかしながら、ATM取引においては、例えば、外部のATMネットワークを利用する場合、貸金業規制法17条、18条で規定される書面交付の要件(=みなし弁済要件)を完全に満たすことは困難。 ・近時の目覚ましいIT技術の発展で、インターネット、電子メールなどの電子手法の活用は一般的になっている。こうした中、貸金業規制法に基づき適正に成立した極度貸付契約に、極度枠内の個別取引をATMを利用して行うものについては、17条、18条に規定する書面の記載内容の要件を緩和し、または、債権者と債務者の双方の合意がある場合や十分な債務者保護措置が図られる場合には、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はないものと思われる。こうしたことにより、金融機関を含む他社とのATM提携が促進されることで、取引チャネルの拡大を通じ、利用者の利便性向上に資する。	貸金業規制法第17条、第18条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031016			z07022	金融庁	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第17条、第18条、第20条から第22条まで、第42条及び第24条第1項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	b		24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制や取立行為規制等は、債務者を保護するための規定であり、銀行等については例外とすることについては慎重に検討する必要がある。		都銀懇話会	16	A	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。		銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督を受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ、銀行が保有する貸付債権について貸金業規制法の規制が重複して適用されることは過剰であり、実務的な負担も大きい。 また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難。 業態を超える再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除くよう要望する。 また、貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。	貸金業規制法第17条、第18条、第24条	金融庁	
5031	5031019			z07023	金融庁	「主要行等向けの総合的な監督指針」-3-1-4	第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対して直接割当てを行うことに鑑み、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築し、行内に徹底を図ることを求めている。	b		通常の第三者割当増資は、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に直接に割当てを行うことから、「資本充実の原則の遵守」や「優先的な地位の濫用の防止」等の観点から、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理体制を確立する必要があるとの規制の趣旨を踏まえ、こうしたような法令等遵守の問題が生じるおそれがない増資形態について、公募増資と同様の取り扱いを行うことを検討している。		都銀懇話会	19	A	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	米国証券法Rule 144Aに基づき「適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行う場合、公募増資の場合と同様、第三者割当増資に係る内部管理体制の構築を免除。 銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理体制の構築を免除。		監督指針において、公募増資については相応のチェック機能が働くことから、内部管理体制の確立に関するコンプライアンス・ルールの適用対象外とされているが、米国証券法Rule 144A等のように、形式的には私募であっても、引受証券会社が法定の開示基準に準じて作成された目録見書を用いて不特定多数の投資家を対象に勧誘を行うなど、実質的に公募に近い発行形態であり、且つ、勧誘対象が適格機関投資家に限定される場合も存在する。 こうした増資形態においては、「資本充実の原則」、「優越的地位の濫用」、「商品性の適切な説明」、「適正なディスクロージャーの確保」等、内部管理体制構築により法令遵守の徹底が求められる点に関し、不適切な対応が行われる可能性は僅少であり、公募増資と同様。 また、銀行持株会社と子銀行は人的・資本的に緊密な関係にあり、両者の増資が同時且つ一体的に行われる場合も多い。こうしたことに鑑みれば、銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合は、「預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先に対し直接割当てを行う」という通常想定されている第三者割当増資とは異なり、内部管理体制構築により法令遵守の徹底が求められる上述の点に関し、銀行持株会社と子銀行の間で不適切な対応が行われる可能性は低い。 このような法令遵守上の問題が生じる可能性が僅少/皆無な増資形態について、通常の第三者割当と同様の内部管理体制構築を義務付ける意義は乏しく、非効率。当該増資形態による資本調達阻害要因ともなり得る。	銀行法第53条 主要行等向けの総合的な監督指針「-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス」	金融庁	
5031	5031020			z07024	金融庁	「主要行等向けの総合的な監督指針」様式・参考資料編別紙様式4-26、27	永久劣後特約付き借入金を受け入れる場合及び永久劣後特約付き社債を発行する場合、増資の届出書に契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に係る弁護士意見の添付を求めている。	b		永久劣後債の発行等に係るバーゼル合意適合性等を弁護士意見書により担保するとの規制の趣旨を踏まえつつ、事務の簡素化の観点から運用面の見直しを検討している。		都銀懇話会	20	A	永久劣後調達に係る届出手続簡素化	永久劣後調達に係る届出を行う際、当該永久劣後調達の「バーゼル合意適合性」を担保するための契約文言が、過去に弁護士意見を取得した永久劣後調達の契約文言と同一の場合は、新たな弁護士意見に代えて、当該永久劣後調達の「バーゼル合意適合性」に関する銀行又は銀行持株会社による確認結果を添付することを許容。		永久劣後債等の「バーゼル合意適合性」を担保するための要件は、平成10年12月の事務ガイドライン改正により明確化されており、当該要件を定めた契約が本邦民商法上有効であるとの弁護士意見は確立している。また、当該要件を定めた契約文言は定型化している。こうしたことから、実態上、弁護士意見は、当該定型文言が契約等に明記されていることを形式的に確認しているに過ぎない。以上により、永久劣後調達に係る届出の都度弁護士意見を取得する意義は乏しい。 しかしながら、現行制度では、永久劣後調達の都度、弁護士意見の取得が義務付けられており、銀行及び銀行持株会社にとって事務手続・弁護士費用といった負担が発生している。 また、期限付劣後債/劣後ローンに係る届出の際は、弁護士意見の添付は求められていない。	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条 主要行等向けの総合的な監督指針様式・参考資料編別紙様式4-26、27注記	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031021			z07025	金融庁	証券取引法第28条の4第2項、第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の2、第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかによりその範囲が決める。 不適格な主要株主による不当な影響力を排除する目的に基づき、主要株主規制が設けられており、証券会社の主要株主は届出、銀行の主要株主は認可が必要となる。	最初の措置の分類	証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえて検討し結論を得る。 証券会社の「主要株主」については、銀行とは異なる規制目的・内容に則して、その対象として必要な者を定めている。そのため、規制の適用範囲を完全に一致させることは困難。		都銀懇話会	21	A	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。 主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。		証券取引法においては、実質的に支配力・影響力のない先でも「親法人等」あるいは「子法人等」に定義され、また主要株主の定義が銀行法より広範であり、証券取引法第54条第1項第8号及び証券会社に関する内閣府令第46条に基づき、届出事務が大きな負担となっている。 また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「関係会社(親法人等、子法人等)」に関する報告書、を毎営業年度経過後4か月以内に金融庁長官等に提出しなければならないが、その事務負担も大きなものとなっている。	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、同条第2項第1号	金融庁		
5031	5031022			z07026	金融庁	証券取引法第64条、第64条の6第3号	証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員及び使用人について外務員登録を行うこととなっている。	c	外務員登録は当該外務員の行為の効果が帰属する法的主体(使用者)を明確化する観点から必要な制度であり、使用者変更の際の手続きを不要とすること自体は措置困難。		都銀懇話会	22	A	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込みであり、日数に問わず証券業務に従事し支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである。	証券取引法第64条の6第3項、「証券外務員登録事務マニュアル(特別委員会)」(平成15年5月1日改訂)	金融庁				
5033	5033001			z07027	金融庁	証券取引法第32条第4項	証券会社の役員は、他の会社の役員に就任した場合、又は他の会社の役員を退任した場合には、遅滞なくその旨を届出ることとされている。	c	証券会社の役員の兼職については、証券会社に対する監督の一環として、取締役の適格性や取締役会の人的構成等を遅滞なく把握する必要があるため、措置困難。		日本証券業協会証券評議会	1	A	証券会社の取締役等の兼職届出の見直し	証券取引法第32条第4項において「証券会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が証券会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。)又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届出なければならない」とされている。届出方法を、現状の「遅滞なく」から定期(例えば、証券取引法第49条第1項に規定する営業報告書に含め年1回の届出とする)に変更していただきたい。	本件は取締役等の本人が届出義務を負うが、取締役の兼職が平成10年の証券取引法改正により原則自由となった背景にも鑑み、取締役等の負担を軽減するためにも定期報告にすることが望ましいと考える(特に海外駐在取締役にあつては、都度報告は負担が大きいと思われる)。	証券取引法第32条第4項、証券会社に関する内閣府令第14条	金融庁			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5033	5033002			z07028	金融庁	証券取引法第30条第3項において、同取引法第28条の2第2項第2号の書類に記載した「業務の内容又は方法」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることとされている。 日本証券業協会会員通知(日証協(会)10第140号)において、「業務の方法を記載した書類」(証券取引法第28条の2第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第3条第1号に規定)の範囲は、業務方法書本文及び業務方法書構成する「別紙」の規程等とされており、その「別紙」の一つとして「関係会社」、「親法人等」、「子法人等」、「自己資本府令上の関係会社」を記した一覧表が位置づけられている。 よって業務方法書別紙の「関係会社」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることが必要である。 証券会社は、他の法人等が親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなった場合には、遅滞なくその旨を届出ることとされている。	c		証券取引法第30条第3項に基づき、内容に変更があった場合遅滞なく当局に提出することとされている関係会社一覧表には、自己資本府令上の関係会社の当否や、親法人等、子法人等の別などが表示されており、いわゆる関係会社の概要が把握できるようになっている。 証券会社の投資行動や業務内容の多様化が進化する近年においては、証券会社と親法人等、子法人等との間で利益相反等の問題が生じる可能性が高まっていることから、弊害防止措置の実効性を確保する観点からも、関係会社の状況を遅滞なく把握することが必要であり、措置困難。 弊害防止措置の実効性を確保するためには、証券会社と密接な関係を有する法人等について変更があった場合には遅滞なく把握する必要があり、措置困難。		日本証券業協会証券評議会	2	A	「関係会社」、「親法人等」及び「子法人等」の変更届出の見直し	業務方法書別紙「関係会社」の変更の届出 証券取引法第30条第3項において、同取引法第28条の2第2項第2号の書類に記載した「業務の内容又は方法」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることとされている。 日本証券業協会会員通知(日証協(会)10第140号)において、「業務の方法を記載した書類」(証券取引法第28条の2第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第3条第1号に規定)の範囲は、業務方法書本文及び業務方法書構成する「別紙」の規程等とされており、その「別紙」の一つとして「関係会社」、「親法人等」、「子法人等」、「自己資本府令上の関係会社」を記した一覧表が位置づけられている。 よって業務方法書別紙の「関係会社」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることが必要である。 証券会社は、他の法人等が親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなった場合には、遅滞なくその旨を届出ることとされている。 「親法人等」、「子法人等」の届出を都度届出から定期届出に改定。 現在の法令諸規則における「親法人等」、「子法人等」に該当する法人等の範囲は非常に広範で、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等も対象となるケースがある。 このため、証券会社単独で届出の対象となる法人等を全て、遅滞なく把握することは困難であり、関係する法人等が本件法令諸規則を十分に理解した上で、証券会社に遅滞なく、適切に情報を提供することが必要となっている。これは証券会社のみならず、関係する法人等に多大な事務負担を課することとなり、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等までこうした負担を課することは適当ではないと考える。 「遅滞なく(届出から証券取引法第49条第2項の関係会社報告のような定期の届出とすることにより、少なからず証券会社が能動的に情報収集し、届出対象を把握することが可能となり、正確な届出と事務負担の軽減が図れるものと考えられる。 なお、上記の規制が緩和された場合の弊害防止策については、証券会社の社内体制整備および検査等による事後チェックを行うことにより十分担保可能と考えられる。	証券取引法第30条第3項 証券会社に関する内閣府令第46条第1項第4号 証券取引法第54条第1項第8号、証券会社に関する内閣府令第46条第1項第4号	金融庁				
5033	5033003			z07029	金融庁	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	証券取引法における「親法人等」、「子法人等」の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」、「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかによりその範囲が決める。	b		証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえて検討し結論を得る。		日本証券業協会証券評議会	3	A	証券会社の「親法人等」、「子法人等」の対象範囲の見直し	証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等が「親法人等」、「子法人等」に該当しないよう、法令諸規則を下記のとおり改定していただきたい。 人的関係の判定にあたっては、施行令第15条の4第1項第2号、同2項第2号の「役員であった者」、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、同第19条第3項の「これらであった者」を削除し、現職の者だけを対象としていただきたい。 証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、第2項第2号から「主要株主」を削除していただきたい。 証券会社に関する内閣府令第16条第2項及び同第19条第2項のみならずの範囲を一時的に限定していただきたい。 「親法人等」については証券会社の親会社の親会社まで、「子法人等」については証券会社の孫会社まで(「親法人等」、「子法人等」から除く者として「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて意思決定を支配していないことが明らかな法人等」を追加を追加していただきたい。	現在の法令諸規則における「親法人等」、「子法人等」に該当する法人等の範囲は非常に広範で、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等も対象となるケースがある。 このため、証券会社単独で届出の対象となる法人等を全て、遅滞なく把握することは困難であり、関係する法人等が本件法令諸規則を十分に理解した上で、証券会社に遅滞なく、適切に情報を提供することが必要となっている。これは証券会社のみならず関係する法人等に多大な事務負担を課することとなり、証券会社との関係の薄い法人等までこうした負担を課することは適当ではないと考える。 また、「親法人等」、「子法人等」を把握すべき根拠は、弊害防止措置にあり、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等までこの対象に含めることは適切でないものと考えられる。	証券取引法施行令第15条の4 証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	金融庁		
5033	5033004			z07030	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律 第26条、第58条、第69条、第220条	投資信託、外国投資信託、投資法人及び外国投資証券は、投資信託契約締結時またはその募集の取り扱いは、あらかじめ届出が義務付けられている。	c		証券取引法による開示規制については、有価証券の発行者が投資家の投資判断に資する情報として当該投資信託にかかる情報を投資者に提供する制度であり、その対象は公募を行ったものであるのに対し、投資信託契約に係る投資信託契約については、監督上必要であることから設定される投資信託全てについて届出を義務付けており、これを廃止することは適当でない。(なお、「外国投資信託」、「外国投資証券」については、一定の条件を付した上で外国発行者による事前届出義務等の規制を緩和することが可能となるよう、所要の措置を講ずるところである。)		日本証券業協会証券評議会	4	A	投資法上の募集の取扱い等に係る届出の廃止	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資法」)上、投資信託の受益権、投資証券または投資法人債券(外国投資信託の受益証券、外国投資証券も含む)、以下、総称して「投資信託等」という募集の取扱い等が行われる場合(国内投資信託については、投資信託契約締結が行われる場合、国内の投資法人についてはその設けの際には、あらかじめ届出が義務付けられている(同法第26条、第58条、第69条、第220条))、投資信託等についても、証券取引法上の開示規制に一本化し、投資法上の届出義務を廃止していただきたい。	近年、投資信託等、その他の有価証券とともに、仕組み、性格、リスク等が多岐にわたっており、投資信託等のみについて有価証券取引法上の開示義務に加えて、別途の法令により届出義務を課す必要性は低くなっていること。 投資法に基づき届出の内容は、投資家に開示されていないので、投資家保護の役割を十分果たしているとはいえないこと。 投資信託、投資法人の資産規模によっては、届出費用の負担によるパフォーマンスへの影響も無視できない場合があること。 流通市場にある投資信託等の場合には、迅速な取引実行が望まれるが、投資法上は発行市場と同様の届出義務が課せられているので、実務上取引の障害となっていること。 上記に加え、特に、外国ETFや外国REITについては、外国株式と同様に証券会社がその売買、売買の媒介、取次ぎまたは代理を行っているが、外国のETFや外国のREITについては投資法上の届出がなされていない場合には、届出の内容は開示されていないため、証券会社が外国ETF・外国REIT等の注文を顧客より受けるに際して、当該銘柄についての届出の有無を簡単に確認する方法がない。 一方で、MSCIインデックス等の指数には、かなりの数の外国REITが組み入れられており、これらの指数をベンチマークとして運用している年金、投資などの機関投資家はそのような銘柄に投資する必要があるが、上記理由により証券会社は当該注文をそのままでは受託できず、発注者および証券会社双方で、バスケット注文に含まれた銘柄を精査し、外国REITとみられる銘柄をバスケットから除くか、発注者自身がバスケットごと海外証券業者への発注を直接行うなどの措置をとっており、顧客および証券会社にとって実務上の負担が大きいものとなっている。また、誤って証券会社が投資法上の届出がない外国ETFや外国REIT取引を媒介した場合、当該取引について開示していない発行者が法令に違反したこととなるが、発行者はその違反を自ら把握できない状況となっている。	する法律 第26条	金融庁		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5033	5033005			z07031	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律 第33条	受益証券が適格機関投資家私募により募集されている場合には、投資信託約款をもって運用報告書を交付しない旨定めることができる。	c	適格機関投資家私募により受益証券の取得の申し込みの勧誘が行われている場合には、運用報告の方法は相対の交渉に任せても投資保護上支障は生じないため、投資信託約款をもって運用報告書を交付しない旨定めることができることとしてあり、これを少人数向け勧誘に広げることが適当でない。	適格機関投資家私募により受益証券の取得の申し込みの勧誘が行われている場合には、運用報告の方法は相対の交渉に任せても投資保護上支障は生じないため、投資信託約款をもって運用報告書を交付しない旨定めることができることとしてあり、これを少人数向け勧誘に広げることが適当でない。		日本証券業協会証券評議会	5	A	投信法上の投資信託に関する運用報告書の廃止	投信法上、原則として投資信託財産について運用報告書の作成と受益者への交付が求められている(同法第33条、59条等)。ただし、適格機関投資家私募の方法により受益証券の取得の申込みの勧誘が行われたものであって投資信託約款において運用報告書の作成交付義務を免除している場合、等には、運用報告書の作成交付義務を免除されている(同法第33条第1項但書)。少人数向け勧誘(プライマリー・セカンダリーとも)の方法により勧誘される場合には、適格機関投資家私募の場合(同法第33条第1項第1号)と同様、投資信託約款において運用報告書の作成交付義務を免除していただきたい。		少人数向け勧誘(プライマリー・セカンダリーとも)の方法により勧誘される投信等は、転売制限等が付けられ、限られた投資家を対象とするものであり、それらの投資家が投信法上の運用報告書の作成交付がなされないことを理解しており、かつ、運用報告書の作成交付がなされないことが投資信託約款に明記されている場合は、適格機関投資家私募の場合と同様に、運用報告書の作成・交付義務を免除しても、投資家保護に欠けることはないと思われる。特に、外国投資信託の場合は、その設立国の法令・実務に従った運用に関する報告書の作成が行われており、機関投資家はそれをもとに運用の管理を行っている。また、投信法上の運用報告書は、海外での運用に関する報告書の完成後、それを基に作成されるので、監査基準日からの日数を経過したものが投資家に配布されているのが実情であり、投資家の運用管理に資する資料とは言い難い。その反面、作成の時間と費用が外国投資信託の関係者の負担となっている。	法人に関する法律	金融庁	
5033	5033006			z07032	金融庁	証券取引法施行令第1条の4第2項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の2第8項、第5条第2項第1号	有価証券の募集に該当するか否かの判定に当たり、勧誘する適格機関投資家の数が二百五十名以下であり、適格機関投資家に対し、取得した当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しない旨等を定めた譲渡契約を締結することを取得の条件として勧誘を行う場合には、当該勧誘のすべての相手方の数から当該勧誘に係る適格機関投資家の数を除くこととしている。	b	勧誘の人数の計算から適格機関投資家を除く(場合の規制については、適格機関投資家以外の者の譲渡禁止の実効性が失われることないよう十分慎重に検討する必要がある。	証券取引法施行令第1条の4第2項では、取得の申込みの勧誘を行う場合の人数の計算から、250名以下の適格機関投資家を除外することができる旨定めている。また、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として申込みの勧誘を行うことが求められている。また、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の2第8項では、有価証券に転売制限が記載されていない場合には、有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称を付すことが求められている。少人数私募における適格機関投資家向け勧誘の場合においては、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを条件とすること、適格機関投資家向け勧誘(同府令第5条第2項第1号)、少人数向け勧誘(同府令第7条第3項第1号)の場合と同様、転売制限を有価証券の条件とし、かつ当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていることと足りるよう、条件を緩和していただきたい。また、適格機関投資家向け勧誘の場合(同府令第5条第2項第1号)と平仄を合せて、名称の要件を廃止していただきたい。		日本証券業協会証券評議会	6	A	適格機関投資家流通限定少人数私募の要件の緩和	証券取引法施行令第1条の4第2項では、取得の申込みの勧誘を行う場合の人数の計算から、250名以下の適格機関投資家を除外することができる旨定めている。また、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として申込みの勧誘を行うことが求められている。また、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の2第8項では、有価証券に転売制限が記載されていない場合には、有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称を付すことが求められている。少人数私募における適格機関投資家向け勧誘の場合においては、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを条件とすること、適格機関投資家向け勧誘(同府令第5条第2項第1号)、少人数向け勧誘(同府令第7条第3項第1号)の場合と同様、転売制限を有価証券の条件とし、かつ当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていることと足りるよう、条件を緩和していただきたい。また、適格機関投資家向け勧誘の場合(同府令第5条第2項第1号)と平仄を合せて、名称の要件を廃止していただきたい。		国内投資家に有価証券を販売する際に売買契約書等を締結しない場合が圧倒的に多いこと、一般に私募ないしは海外発行証券の少人数向け勧誘の要件として契約の締結が求められていないこと、等の理由により、譲渡に係る契約の締結について投資家の理解を得ることが困難なケースが多く、少人数私募における適格機関投資家向けの勧誘の多大な障害となっている。 グローバル・オフリングの目的で発行される有価証券等において、わが国での勧誘のためにのみ有価証券に転売制限が付けられていることが明白となる名称を付すことは、発行体や海外のアリジネーターの理解を得ることが困難である。近年、適格機関投資家向け勧誘においても同様の名称の要件が廃止されている。	条に規定する定義に	金融庁	
5033	5033007			z07033	金融庁	信託業法	信託受益権販売業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。	c	信託業法では、信託受益権販売業者について、購入者たる投資家保護を図る観点から、適格機関投資家等、個人投資家の区別なく登録制とし、不適格者を排除するとともに、業者に対して一定の行為規制等を課しているところ。したがって、信託受益権販売業者が購入者である場合であっても、信託受益権の取引の安全を確保するため、信託受益権の販売等を業とする者にあつては登録が必要と考えられ、登録不要とするには措置困難。なお、信託受益権販売業者が購入者である場合については、一定の要件のもと、信託受益権の内容の説明義務や信託受益権売買契約締結時の書面交付義務の免除を定め、信託受益権販売業者の負担の軽減を図っているところ。また、監督指針10-2-1(2)前段(右記)については、信託受益権の販売について契約書等に明示された一連の行為としてとらえると、オリジネーターから譲渡を受けた信託受益権販売業者が信託業法の規制のもと顧客に販売するものであることから、当該オリジネーター自体は販売を行わないものとして登録を要しないこととしているもの。	信託受益権販売とは、信託の受益権の販売又はその代理者(しは媒介)を行う業をいう(法2条10項)。信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができない(法86条)。この点、売主が、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委託する。オリジネーターが販売業者に販売委託又は当該受益権を引当に実質的な受益者とする特定の特定目的会社に売却する場合、信託受益権販売業者の登録を要しないことが明確にされている(監督指針10-2-1)。この点「投資家がポートフォリオ運営の一環として保有する信託受益権を信託受益権販売業者に売却する場合」、「営業」に該当するか否かにつき、「定義に該当するか個別に判断される」(12/27 p1 6段目)と示されていることより、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却する際に、どのような手続きを踏むべきか、実務では、混乱が生じている。投資家が保有する信託受益権を信託受益権販売業者にみに売却する場合、信託受益権販売業者の登録が不要である旨を明確にいただきたい。	信託受益権販売業とは、信託の受益権の販売又はその代理者(しは媒介)を行う業をいう(法2条10項)。信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができない(法86条)。この点、売主が、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委託する。オリジネーターが販売業者に販売委託又は当該受益権を引当に実質的な受益者とする特定の特定目的会社に売却する場合、信託受益権販売業者の登録を要しないことが明確にされている(監督指針10-2-1)。この点「投資家がポートフォリオ運営の一環として保有する信託受益権を信託受益権販売業者に売却する場合」、「営業」に該当するか否かにつき、「定義に該当するか個別に判断される」(12/27 p1 6段目)と示されていることより、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却する際に、どのような手続きを踏むべきか、実務では、混乱が生じている。投資家が保有する信託受益権を信託受益権販売業者にみに売却する場合、信託受益権販売業者の登録が不要である旨を明確にいただきたい。		日本証券業協会証券評議会	7	A	信託受益権販売業の規制の適用範囲の明確化	信託受益権の流通促進では、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却するに際して、2つの見解が対立している。 1) 信託受益権販売業に該当する可能性ありとの考え方 「営業」の定義の個別判断に際しては、証券取引法の「営業」の定義である「営利目的があり、反復継続性のある行為で、対公衆性の認められる行為であり、単に自己のポートフォリオの改善の為に投資目的での売買等は、利益を目的として、頻繁に行っているも、証券業には当たらない。」(河本p33)といったセーフハーバーの適用の可否が不透明(12/28 p12 8段目)であることより、投資家は、保守的に、監督指針に沿い信託受益権販売業者と「販売委託契約」を締結して自己のポートフォリオのために売却を行うべきと考え。 2) 信託受益権販売業に該当しないとの考え方 保有者から信託受益権販売業者への販売委託の形式は問われず(12/28 p10 7段目)、信託受益権販売業者に買い取らせ、販売行為を行わなければ、信託受益権販売業者への譲渡は、「販売行為に該当しない」(12/28 p11 6段目)とされていることより、「販売委託契約」ではなく、売買契約でも「信託受益権販売業」に該当しない可能性がある。更に、「信託受益権販売業者として認められているもの、顧客に説明を行っているから」(中山川(財)200)とされていることを考えると、信託受益権販売業者にのみ売付けの申込みをする場合は、「信託受益権販売業」に該当しない可能性が考えられる。つまり、投資家が、信託受益権販売業者に買い取らせ、信託受益権販売業者以外への売却活動を行わなければ、信託受益権販売業者には該当しないと考え。 当該考え方は、銀行法における「営業」の定義、「営利の目的を以て同種の行為を組織的・集団的に反復継続して行うことであり、行為の相手方は具体的に特定の者ではなく、不特定多数でなければならない。」(小山p68)や前述の証券業の「営業」の解釈とも平仄が合うものと考え。 両見解の是非を論ずる前提として、そもそも、「信託受益権販売等についてはその公正を確保することが目的であり、信託受益権の流通を促進することは目的とされない」(高橋)	信託業法第2条、第86 監督指針 10-2-1	金融庁		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5033	5033009			z07034	金融庁	証券取引法第42条の2第3項、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第6条第1項第6号	証券会社の役員等の「未確認売買」及び「誤認勧誘」につき、損失補てんの禁止の適用除外を受けようとする場合、当該証券会社はあらかじめ、確認を受けることが必要とされている。	c		損失補てん禁止規定の実効性を確保するためには、「事故であることが明らか」である旨が客観的に証明される場合を除き、当局の確認手続が必要であり、措置困難。		日本証券業協会証券評議会	9	A	事故確認申請不要対象の拡大	<p>現行の事故確認申請制度における確認申請不要の取扱いは、補てんの対象金額(1日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額)が10万円以下の場合のほかは、「事務処理ミス」(行為規制府令第5条第3号)及び「システム障害」(同第四号)の類型に該当する事故に限り認められている。そして、これらの類型に関しては、「法定補償又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合、(即ち、証拠が存在する場合)には、事後報告によることとされており(行為規制府令第6条第1項第6号、同第2項)、更には従来の運用では、受渡日前に訂正売買、反対売買等の処理が行われた場合は、確認申請、事後報告とも不要とされてきた。</p> <p>証券会社の役員等の故意によらない場合に限り、「未確認売買」(行為規制府令第5条第1号)及び「誤認勧誘」(同第2号)の類型に該当する事故についても、「事務処理ミス、及びシステム障害」と同様に、「事故であることが明らかである場合には対象金額に関わらず確認申請不要の取扱いを認めていただきたい。</p>	<p>実務においては、「未確認売買」等に該当するか否かについては、微妙なケースもあり、その判断に際しては協会への相談や社内の協議などを経ることとなる結果、対応に相当の時間を要し、顧客に迷惑をかけることが度々発生する。この点を改善する上では、「未確認売買」等の類型についても「事務処理ミス」等と同様の確認申請不要の取扱いを認めていただくことが是非とも必要であると考えられる。</p> <p>行為の不当性という観点からも、「未確認売買」等であっても証券会社の役員等の故意によらないもの、過失に基づいたものである場合は、「事務処理ミス」及び「システム障害」の場合と差異はあまりないと言える。このことは、現行制度上、事故等の発生にかかると内閣府大臣への届出については、過失による場合であれば「事務処理ミス」及び「システム障害」のみならず、「未確認売買」及び「誤認勧誘」であっても届出の対象から除外されている(証券会社府令第4条第1項第8号括弧書き)ことも整合する。従って、「未確認売買」及び「誤認勧誘」のうち役員等の故意によらないものについて「事務処理ミス」及び「システム障害」と同様に取扱いすることは合理的であると考えられる。</p>	行為規制府令第6条第1項第6号 証券会社府令第4条第1項第8号 括弧書き	金融庁		
5033	5033010			z07035	金融庁	店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(平成四年六月二十六日大蔵省令第四十四号)第3条(別表第一)「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正償還規則第5号)第7条第2項	<p>店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(以下、府令)第5条において協会は、協会の自己の計算において行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買が成立した場合に、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立価格及び数量、3売買成立日時について協会員に通知し、公表しなければならないと定められている。また、「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正償還規則第5号、以下、規則)第9条第2項において、協会は1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5その他本協会が必要と認める事項をすみやかに会員に通知するとともに公表すると定められている。</p> <p>一方、府令第3条において協会員は、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立価格及び数量、3売買成立日時、4当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有有価証券市場及びその基準価格を、また、「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正償還規則第5号、以下、規則)第7条第2項において協会員は、売買成立後5分以内に、1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5売り又は買いの別、6自己又は委託の別、7取引所有有価証券市場外での売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格、8売買の相手方、9その他本協会が必要と認める事項を報告しなければならないと定められている。</p>	C		<p>基準価格の報告は、価格の制限が撤廃された後においても、不正につながる取引に対する抑止効果や監視としての目的があり、報告事項と公表事項を同一とする事は困難。売買取引には売り方、買い方があり、報告もそれ等の防止の役割もあることから、一方のみの報告とすることは困難。現行の規制に基づき適切に運用していただく問題であり、報告義務に関する具体的例示をする事は困難。</p>		日本証券業協会証券評議会	10	A	5分間報告に関する報告義務の適正化	<p>店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(以下、府令)第5条において協会は、協会の自己の計算において行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買が成立した場合に、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立価格及び数量、3売買成立日時について協会員に通知し、公表しなければならないと定められている。また、「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正償還規則第5号、以下、規則)第3条において協会員は、1有価証券の種類及び銘柄、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5売り又は買いの別、6自己又は委託の別、7取引所有有価証券市場外での売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格、8売買の相手方、9その他本協会が必要と認める事項を報告しなければならないと定められている。</p> <p>一方、府令第3条において協会員は、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立価格及び数量、3売買成立日時、4当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有有価証券市場及びその基準価格を、また、「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正償還規則第5号、以下、規則)第7条第2項において協会員は、売買成立後5分以内に、1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5売り又は買いの別、6自己又は委託の別、7取引所有有価証券市場外での売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格、8売買の相手方、9その他本協会が必要と認める事項を報告しなければならないと定められている。</p> <p>報告事項を公表事項と同一の事項で足りるといふルールに改めていただきたい。</p> <p>また、同時に時にあいまいになりがちな、会員が行う海外顧客との取引所有有価証券市場外での売買に係る報告の義務並びにその義務の対象となる範囲を媒介の形式を具体的に例示する等の周知徹底を行ない、当該報告を再度徹底する等の措置が必要であると思われる。</p>	<p>規則第7条第2項に基づき、証券会社は、取引所有有価証券が成立したときは、売買成立後5分以内に日本証券業協会宛報告を行うことになっている。売買成立後5分以内と短時間で報告が義務づけられる理由は、府令第5条、及び規則第10条第2項から日本証券業協会が、取引所有有価証券の取引条件を速やかに協会員に通知することにより、売買価格等を知らしめ、もって公正な価格形成等に資することを目的としていると考えられる。この目的に関しては最良執行義務の観点からも極めて有益であるといえるまでもないと考えられる。しかしながら、平成17年4月1日に最良執行義務が課されたことに伴い、価格規制が廃止されたこと、及び取引所有有価証券の取引数量が膨らんでいることから、平成10年に定められた5項目の報告事項に関しては、現状の規則の観点からは重要性の低い事項もある(例えば、当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有有価証券市場及びその基準価格に関しては、価格規制廃止後は意味のない事項であると考えられる。)、最良執行義務の観点から、協会員ができるだけ迅速に正確な報告及び通知を行うことに資するために、府令第3条及び規則第7条第2項に定める報告事項を、府令第5条及び規則第10条第2項に定める公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。</p> <p>その際にダブルカウントによる売買情報の誤差を避けるために、会員間の売買、媒介取引に関しては、売手側、若しくは買手側の一方のみに報告を義務づける等の施策はどうだろうか。</p> <p>それと同時に、当該報告義務の対象となる媒介の形式(特に、時にあいまいになりがちな海外顧客の取引に係るもの)を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に關して再度周知徹底を行うことが必要であると考えられる。重要ではない報告事項の省略及び海外顧客取引に関する報告の徹底により、正確な取引情報の市場参加者への周知が行われ、結果として公正な価格形成に資することになると考える。</p>	店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(平成四年六月二十六日大蔵省令第四十四号)第3条(別表第一)「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正償還規則第5号)第7条第2項	金融庁		
5034	5034001			z07036	金融庁	保険業法第98条第1項第1号、同法施行規則第51条	<p>保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業者を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。</p> <p>保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。付随業務および法定他業として、要望に係る業務は認められていない。</p>	b		<p>規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。</p> <p>「保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁、および「保険会社本体、子会社による証券仲介業者支援業務の解禁」について規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに合わせ、本年度に検討を行う。</p>		(社)日本損害保険協会	1	A	保険会社による信託契約代理業務等	<p>保険会社による信託契約代理業務を認めていただきたい。</p> <p>信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業務の事務支援を行うことを認めていただきたい。</p>	<p>保険商品に関連する信託サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質的な提供が可能となる。</p> <p>信託銀行等が保険代理店に対し信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社の間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業務に係る連絡を行うことが可能となり効率的である。</p> <p>監督上の問題については、第一に他の金融機関の代理代行を行うに当たりご当局の認可が必要であること、第二に免許事業者である信託業者からの委託・監督を常時受けることから、十分なチェック機能が働くと考えられる。また他業リスクの混入についても、代理業務として行う限り考慮する必要性は低い。</p> <p>信託業務に対する幅広い参入を意図した今般の信託業法改正の趣旨に鑑みると、保険会社のみこれを認めない明確な理由は存在しないと言ふべきである。</p>	保険業法99条または98条第1項第1号 同法施行規則第51条	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5034	5034002			z07037	金融庁	保険業法第106条第1項第2号・第2項第2号・第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスプレベンションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に關連して、機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることに鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		(社)日本損害保険協会	2	A	子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で、利用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。	左記の通り	近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプレベンション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社で行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上、サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。	保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	金融庁	
5034	5034003			z07038	金融庁	保険業法第98条第1項第1号・第2項	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等(内閣府令で定めるものに限る。)を行うことができるが、その際内閣総理大臣の認可を要することとされている。	c	-	保険会社等その他金融業を行う者の代理代行(内閣府令で定めるものに限る。)の認可にあたっては、認可申請者である保険会社が当該代理代行の確、公正かつ効率的に遂行することができると認められるかどうか、当該代理代行が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであるかどうか、相手方である他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであるかどうか、を審査する(金融業を行う者の代理代行にあつては、のみを審査することとされていること。認可申請者である保険会社とその相手方である他の保険会社等その他金融業を行う者が同一のグループに属しているという理由でこれらの審査が不要になるものではない。		(社)日本損害保険協会	3	A	「保険会社の業務の代理、事務の代行、の届出制への移行	グループ会社間であれば、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制としていただきたい。	保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、積極的かつタイムリーな代理・代行の活用を図ることが出来る。	・グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用・顧客に対するトータル保障の提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可折衝から認可申請・認可取得まで時間を要することが多く、(認可申請から認可取得まで、当分の審査期間は、保険業法施行規則245条により60日と定められている。)代理・代行を認可制から届出制に移行することにより、保険会社において、積極的な制度活用がはかれるとともに、実施の体制が整い次第、ビジネスチャンスを逃すことなく(即応)することが可能となる。	保険業法98条第2項、同法施行規則51条の2	金融庁	
5034	5034005			z07039	金融庁	保険業法第97条の2第1項	保険会社の資産運用については、法律上、内閣府令で定める資産は内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないものとされており、具体的には、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等とされている。	c	-	本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであり、その見直しには慎重な検討が必要。		(社)日本損害保険協会	5	A	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3・3・2規制)を撤廃していただきたい。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	・保険会社のリスク管理は基本的には個社の自己責任で行うものであり、今日的に、事前の比率規制は適当ではないと考える。 ・また、保険会社の運用手法が多様化するともに、時価ベースでの実態把握の必要性が高まっていることを踏まえても、現行の規制は時代にそぐわないものとなっている。現行規制の問題点は以下の通りである。 取得原価ベースでの規制であり、時価ベースのリスクを反映していない。 現物資産のみの規制であり、同様のリスクを持つデリバティブ等は規制の対象となっていない。 分母が資産(合同資産)であり、リスクバリエーション(自己資本・本等)との対比になっていない。 こうした考え方をベースに、過去の政府の規制改革委員会や金融審議会報告においても、本規制を見直すべきとの方向性が示され(別紙「報告内容抜粋」参照)、実際に、ソルベンシーマージン比率規制の改定(2001年3月、株式リスクに関して、簿価×10%から時価×10%へ改定)及びオフサイトモニタリング制度の導入(2001年9月、株式リスク(VaR)、保有株式の状況等の株式関連項目が報告対象とされた)が行われてきた。 こうしたことから、当方としても当時、当該規制の撤廃に向けた環境が徐々に整ってきたものと理解していた。 【以下公開否の理由欄に続く】	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	別紙添付 <行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての見解(平成12年12月12日)」より> <金融審議会第二部中間報告(平成13年6月26日)より>

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5044	5044001			z07040	金融庁	内閣府設置法 国家行政組織法	証券取引等監視委員会は、いわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券行政について、質量を排した、より透明な市場ルールに基づき(事後監視型の行政への転換と、証券会社等の監督機能と市場ルールの遵守の監視機能の分離が求められ、平成4年に発足した経緯がある。 証券取引等監視委員会は、合議制の機関として設置されており、その委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと。一定の欠格事由に該当する場合は除いては、在任中その意に反して罷免されることがないこと等が金融庁設置法において定められている。 また、証券取引等監視委員会は、金融庁設置法上、証券会社の検査等の結果に基づき、金融庁長官等に対し、行政処分を求める勧告、必要と認められる施策に対する建議を実施できることとされ、金融庁では、これらの勧告や建議について、証券会社等に対する業務停止命令等の行政処分、法令の改正等を行い、対応してきているところであり、法令違反等への対応につき、特段の支障は生じていない。	d	-	証券取引等監視委員会については、市場の公正性の確保及び投資者保護の観点から、これまで、課徴金制度の導入に伴う調査権限の付与、機構・定員の増強等その強化を進めてきた。また、能力・人材面でも、裁判官・検事・弁護士といった法曹関係者や公認会計士、システム専門家などの民間専門家を積極的に登用しているほか、広く証券市場の最新動向や取引検査業務に即したノウハウの取得等、様々な専門研修を日頃より実施し、複雑な取引や手口に対する検査・調査能力の向上に努めている。 今後も必要な体制整備を図るとともに、人材の厚みや専門性の深さといったものを充実させてい(必要がある)と考える。		井上敬生	1	A	日本版SECの設立	現在の証券取引等監視委員会は金融庁の下におかれその委任を受けて証券市場の監視にあたっており、インサイダー取引などの犯罪事件に対する行政処分を求める勧告や司直への告発、現在の証券規制制度の問題点の建議などを行っている。 しかし、いわゆる8条機関(内閣府設置法第54条に基づく審議会等)のままで証券市場に関する規制制定や犯罪事件企業等への行政処分に関する権限は、業者行政をも担当する金融庁にあることになり、スピーディで実効性があり独立した市場監視機能を十分に果たすことができない。また、いわゆる3条機関(内閣府設置法49条に基づく(独立行政委員会)となること、ノーアクションレター制度の回答主体となり、行政処分を求める勧告や司直への告発との整合性が図られるなど、証券市場を利用する企業の便益にもかなうことが期待される。 したがって、市場監視の強化と独立性の向上のため、現行の証券等監視委員会を改組し、いわゆる3条機関として「日本版SEC」を設け、市場監視体制を主導させるべきである。	現在の証券取引等監視委員会を改組し、内閣府設置法第49条の規定に基づいて設立された、証券取引委員会とする。	ライブドアによる時間外取引でのニッポン放送株大量取得にて示されたように、わが国の市場制度には「抜け穴」とでもいうべきものが散見される。こうした「抜け穴」や村上ファンドの村上氏のような白黒かのグレーゾーンにおける取引の監視について、現在の体制下においては金融庁による行政処分や、監察・検察による捜査にとめるほかはなく、最終的な判断は司法の場で行われることになる。しかし、これでは何よりもスピードが求められる今日の証券市場の現実を即したものであるとはいえない。最終的な判断は司法の場で担保するにしても、証券監視のプロフェッショナルによる適時的な判断を求めることができるならば、わが国の証券市場を利用するもの利益に資するだろう。ライブドア事件や村上ファンド事件等により、わが国の証券監視体制について投資家の不安が広がり株価の低迷が続くなかで、わが国の証券監視体制のより一層の強化を内外の投資家にアピールするためにも、本要望は有効である。	内閣府設置法 国家行政組織法	金融庁 内閣府	
5048	5048001			z07041	金融庁	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号ホ	証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けること条件として、勧誘することは不可。	b		(金融商品取引法第44条の2第1項第1号、第2項第1号、第66条の14第1号ホに規定する)「投資者の保護に欠けるおそれが少ない」と認められるもの、としてどのようなものが考えられるか検討を行う。		株式会社ジェシービー	1	A	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	昨年11月の規制改革要望に同テーマを申請したがその回答として、「クレジットカードによる支払は、カード会社から顧客に対する金銭の貸付けと同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号及び第66条の13第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考える。なお、制度面における検討を平成17年度を目途に行う予定」という回答をいただいているが、その後の制度面における検討の進捗状況につき確認したい。	顧客が証券を購入する際の窓口(対面販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択肢が広がり利便性が向上すること。 ・クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券拡販の一助になること。	証券取引法	金融庁	
5048	5048002			z07042	金融庁		外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を行うことについては、銀行法上の規制はない。	e		外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を行うことについては、銀行法上の規制はない。		株式会社ジェシービー	2	A	銀行が取扱う外貨両替に関するクレジットカード決済	銀行が取扱う外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を導入する	空港等の銀行の外貨両替窓口において顧客が外貨を購入する際、精算手段としてクレジットカードを導入する	以下、効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択肢が広がり利便性が向上すること。 以前、当件直接お伺いした際には、カード決済導入の方向感には同意いただいたが、銀行商品のカード決済に当たる為、影響を検討した上で結論を出す、とのコメントをいただいている。その後の検討結果につき、この場を借りてお伺いしたい。	銀行法	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052001			z07043	金融庁	なし (信金法上に定めがない。)	なし (信金法上に定めがない。)	b		協同組織金融機関は、会員からの出資が原則であること、既に外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策的支援措置が講じられていることなどに留意しつつ、そのニーズも踏まえ慎重に検討する必要がある。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	A	劣後債の発行	(信用金庫法の規制の緩和)自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流動性が高く、投資家も投資しやすい。また、劣後債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。以上により、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、劣後債の発行について法整備を図る。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類となっているが、このうち劣後ローンについては、資金の出し手である投資家が流動性の点から投資に難色を示す傾向が高まってきている。また、現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバフファアとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。劣後債は、議決権、事業利用権がないため、普通出資会員に不利益を与えることなく、信用金庫の資本充実を図ることができることから、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	信金法に社債発行の規定もしくは会社法の社債に関する規定の準用がない。	金融庁	継続
5052	5052002			z07044	金融庁	信金法第16条、第21条、第51条、第52条	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性について、慎重な検討が必要である。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	A	普通出資の消却	(信用金庫法の規制の緩和)普通出資の消却制度は、協同組織の互恵互助の機能をより高めていくものである。金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法で一部手当てされているが、組織再編成に限らず、会社法第178条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼し、その後、資本が充実し余剰となった場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もあつての選取肢である。また、会員は口数にかかわらず一個の自益権を有していることから、余剰資金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選取肢も広がることとなる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)会社法第178条	金融庁	継続	
5052	5052003			z07045	金融庁	信金法第57条、(参考条文)会社法第450条	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b		信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細企業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	A	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和)現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	会員自治に基づく総(代)会決議で、現金配当とともに、出資による配当を選択できるようにすれば、会員による自治がより強固なものとなる。	信金法第57条、(参考条文)会社法第450条	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052004			z07046	金融庁	信金法第17条。(参考条文)会社法第607条	信用金庫法上、「会員たる資格の喪失」、「死亡又は解散」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」など、法定脱退事由は個別に列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず(法律上当然に)脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)においても「信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する」とされていることから、前向きに検討いただきたい。	信金法第17条、(参考条文)会社法第607条	金融庁	継続
5052	5052005			z07047	金融庁	なし(協同組織金融機関の優先出資に関する法律上に定めがない。) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5項	協同組織金融機関が発行する優先出資については、単元優先出資の制度が認められていない。 優先出資の総口数の最高限度は定款で定めなければならない。 定款の変更は、普通出資総会の決議を要する。	b		単元株と同様の優先出資の制度を協同組織金融機関に導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性など、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。 分割による優先出資の総口数の最高限度の変更に係る定款変更については、普通出資者総会の決議を不要とすることについては、実務におけるニーズを十分に把握したうえで、慎重に検討する必要がある。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	A	協同組織金融機関が発行する優先出資の分割を円滑に行うための法的整備	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る単元優先出資制度の創設 優先出資の分割に係る定款変更について、普通出資者総会の決議を不要とする(会社法第184条第2項を準用する)	協同組織金融機関の発行する優先出資については、単元株制度に準じた制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。 優先出資の分割に係る定款変更については、分割を円滑に進める観点から、普通出資者総会の決議を不要とすることが有効な措置と考えられる。なお、分割に係る優先出資の口数の増加が分割割合に応じたものである限り、投票権の範囲内でしか希薄化されないという既存の普通出資者および優先出資者の利益に変更はないため、このような措置を講ずることとしても普通出資者や優先出資者を害することにならない。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律。(参考条文)会社法第184条第2項	金融庁	変更
5052	5052006			z07048	金融庁	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条 なし(協同組織金融機関の優先出資に関する法律上に定めがない。)	協同組織金融機関が優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集優先出資の払込金額等を定めて行政庁の認可を受けなければならない。 協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資引受権の発行が認められていない。	b		募集優先出資の払込金額等の認可については、資本充実策という優先出資制度の趣旨を踏まえ、資本の額を確保するために設けられているものであり、払込金額の決定方法を定めれば足りることとするについては、実態やニーズを十分に把握したうえで慎重に検討を行う。 株式会社の新株予約権は、会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資引受権の制度を導入することは、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	A	協同組織金融機関が発行する優先出資を活用した円滑な増資を行うための法的整備	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	市場価格がある優先出資を引き受ける者の募集をするときは、株式会社と同様、払込金額の決定方法を定めれば足りることとする。 協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。 株式会社については、従来から新株引受権付社債および新株予約権の発行が認められている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	会社法第201条では、公開会社の新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等を要する必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされている。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052007			z07049	金融庁	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第44条	普通出資一口の金額の減少の決議ををしたときは、優先出資の額面金額も同様に減少することとし、優先出資を発行している協同組織金融機関は額面金額の切下げの方法によるほか資本の減少を行うことはできない。	b		協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充する資本充実策として導入された制度であることから、優先出資に係る資本の減少の要件緩和については、慎重に検討する必要がある。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	A	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る資本の減少の容認	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	優先出資に係る資本の減少を容認する(額面金額の引き下げや口数の減少を伴わない額面超過部分の資本の減少を認める)。	優先出資に係る資本減少については、普通出資の1口の金額の減少が行われる場合において優先出資の額面金額を引き下げる方法によってのみ行い、こととされているが、会社法と同様、所定の手続(普通出資者総会の決議および債権者保護手続)を経たうえで、その資本の額のうち普通出資金以外の出資金の額を減少できるようにすれば、信用金庫にとって資本政策の自由度が高まることと期待される。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	新規
5052	5052008			z07050	金融庁	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		信用金庫への適用を除外すべきとされている理由が明らかでないが、いずれにせよ、構成員契約規制は生命保険契約の長期性、再加入困難性等に組み込まれている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	A	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。 また、構成員規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を得るべく、引き続き検討を行う」とあり、同規制については、早期に撤廃についての結論を得ていただきたい。	大蔵省告示第238号	金融庁	継続
5052	5052009			z07051	金融庁	保険業法第275条第1項 同法施行規則第212条第3項 - 第5項、第212条の2第3項 - 第5項、第212条の4第3項 - 第5項、第212条の5第3項 - 第5項、第234条第1項第9号、第10号、第14号、第15号	平成17年12月に銀行等による販売が認められる保険商品の範囲が拡大されるにあたり、事業資金の貸付先等に対する保険募集の制限、事業資金の貸付担当者と保険募集担当者との分離、資金の貸付け申込みを行っている者に対する保険募集の禁止などの新たな弊害防止措置が導入されている。	c		弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに銀行等による保険募集の実施状況や今回の措置等の実効性を十分検証することとしている。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	A	保険窓販の第三次解禁において課されている販売規制の撤廃	(保険窓販における販売規制の撤廃)右記同様	保険窓販の第三次解禁において課されている販売規制(融資先等に対する販売規制、特例を採用した場合の通算保険金額上限規制、担当者分離規制、タイミング規制等)の撤廃	銀行等による保険募集においては様々な弊害防止措置が講じられてきたが、平成17年12月22日から販売が可能となった第三次解禁商品については、一定の融資先に対する保険募集に制限が課されている。 銀行等による保険窓販は、顧客利便の向上という規制緩和の方向性に沿って拡充されてきたものであるが、他方、実態面においては広範な規制が課されているがために、顧客の側からすれば商品選択の機会が狭がらず、必ずしも利便性が向上したとは言えない状況にある。また、特例として制限先に募集できる場合でも、販売する商品によっては保険金額等に上限が設けられており、顧客ニーズに十分応えることができない。 このほか、事業性融資の担当者が保険募集を行えないことや、融資申込み期間中における保険募集が禁止されていることなどから、顧客の利便性が損なわれるとともに煩雑な手続きを強い結果にもなっている。 顧客保護に関しては他のさまざまな規制により対応が図られていることなどを勘案すれば、上記のような販売規制は撤廃すべきである。	保険業法施行規則第212条、第212条の2、第234条関係	金融庁	新規

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052010			z07052	金融庁	信金法施行規則第115条第1項第2号	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信金法第89条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。 なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る保証については、信金法施行規則第115条により大口信用供与規制の対象から除外されている。 〔注〕大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。(信金法施行規則第115条)	c	大口信用供与規制は、信用金庫の大口信用集中による危険を防止し、資産内容の健全性維持を図る趣旨から設けられたものであり、その緩和は措置困難である。なお、政府系金融機関の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点から設けられた特例措置であり、同列に論ずることはできない。			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	A	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和)信金中央代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫は信用金庫の親金融機関といった性格を有し、他の民間金融機関以上に健全性に配慮し、事実健全である。信金中央代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度であり、この仕組みは、信金中央と信用金庫による二重の審査及び期中管理により、信用リスクの軽減効果が高いものとなっている。	信金法施行規則第115条第1項第2号	金融庁	継続
5052	5052012			z07053	金融庁	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	員外貸出先として認められている者は、次のとおりである。(信金法施行令第8条) ・預金担保貸付 ・卒業生金融 ・小口貸付 ・独立行政法人 ・PFI事業者 ・地方公共団体への貸付け ・雇用・能力開発機構等への貸付け ・地方住宅供給公社等への貸付け ・金融機関への貸付け	b	国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸付けについては、信用金庫の協同組織性の観点からニーズや実態を踏まえ、慎重に検討する必要がある。			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	A	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸出を員外貸出先として認める。	国立大学法人法に基づく(国立大学法人および大学共同利用機関法人を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からシブジブローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。 地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付けが認められたことにより貸付けが可能となったところであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に、規制緩和していただきたい。	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	金融庁	新規
5052	5052013	1		z07054	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	プロジェクト・ファイナンスに關係すると主張する当事者が、常に保護を要しない高度な金融知識を有している保証はないため、プロジェクト・ファイナンスを利息制限法及び出資法の適用除外とすることについては慎重に検討する必要がある。			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	特定融資特約に関する法律、に関する規制緩和について	プロジェクト・ファイナンスは当該プロジェクトが生み出すキャッシュフローのみを返済原資とする融資形態であり、親企業のバランスシートから切り離すためにSPVを設立するが、契約交渉に登場するのは高度な金融知識を有する株主企業の担当者であることから、利息制限法及び出資法の適用除外対象とする。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052014			z07056	金融庁	信金法第23条第3項、第31条、(参考条文)会社法第27条	定款において、主たる事務所だけではなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、会社法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、会社法と同様の取扱いとすることについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	A	定款への従たる事務所の記載を廃止し、業務方法書の記載事項とする	(信用金庫法の規制の撤廃)定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを定款の絶対的記載事項とし、支店および出張所(従たる事務所)については、業務方法書の記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づき監督行政が行われるようになった現在では、出店、拠店、統合を迅速にすすめることができない等、これまでの法益を守ることに弊害が生じてきている。また、絶対的記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高める趣旨から、業務方法書の記載事項とする方が、会員のニーズに沿う経営ができるものと考えられる。	信金法第23条第3項、第31条、(参考条文)会社法第27条	金融庁	新規
5052	5052015			z07057	金融庁	金融商品取引法2条21項2、同条24項、同条25項	平成18年6月14日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律、及び「証券取引法等の一部を改正する法律」に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しが行われている。	a		平成18年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」において措置済み(同法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定)		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	A	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	規制改革・民間開放3カ年計画(改定)において「株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引」の定義の見直しについて、所要の措置を講ずるとされており、投資家の有価証券対象の多様化が進んでいることから、株価指数先物取引の対象に優先出資証券を加えることが望ましい。	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	継続
5052	5052020			z07058	金融庁	信金法第31条、信金法施行規則第16条	信用金庫は、事業免許の申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。認可を要しない場合がある(信金法施行規則第17条)	b		業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要不可欠なものであることから、認可制から届出制への変更については、慎重な検討を要する。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	A	業務方法書の認可制から届出制への変更	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	(信用金庫法の規制の緩和)信用金庫法で定める業務方法書を認可制から届出制にする。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を認可制とする必要性は乏しいため、これを届出制にする。	信金法第31条、信金法施行規則第16条	金融庁	新規

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052021			z07059	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	A	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃)信託代理店(信金本体の場合も同様。以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、会員・顧客のライフプランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	継続
5052	5052022			z07060	金融庁	信用金庫法第54条の15第8項、平成14年金融庁告示第40号	従属業務を行う子会社は親である金庫あるいは子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が50%以上でなければならない。	c		金融機関同士の協働事業として、従属子会社による協働事業を認めることとしたところであるが、一般事業者との協働事業による従属業務子会社の収入依存度規制を緩和することは、他業禁止の趣旨を踏まえ、措置困難である。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	A	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和)親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として従属業務を営むことができるようにする。	信用金庫は事業エリアが限られており、当該エリアに居住・勤務する会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業が行えるようになれば、より効率的な地域貢献ができるようになる。	信用金庫法第54条の21第8項、告示第1号(平成16年3月31日)	金融庁	継続
5052	5052023			z07061	金融庁	信用金庫法第54条の21第7項、信用金庫法施行規則第71条	理事は事業報告を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。 (注)銀行(株式会社)については、会社法第437条により、総会の招集通知に際して決算関係書類を提供しなければならないとされている。信用金庫については、このような規定がなく、これに代えて事業報告の内容を記載した書面や決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		協同組織としての特性を踏まえ、協同組織金融機関の会員に対し、当該協同組織金融機関の認可会社の業務状況を周知し、意思反映の機会を確保する必要があることから、認可対象会社の事業報告の総会への提出を廃止することは慎重に検討する必要がある。また、報告事項の簡素化については、その趣旨を踏まえ、検討する必要がある。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	A	認可対象子会社の事業報告の総会への提出の廃止	(信用金庫法の規制の緩和)認可対象子会社の事業報告の総会への提出の廃止	認可対象子会社の事業報告を総会に提出することを不要とし、または事業報告の提出に代えてその要約を提出すれば足りることとする。	事業報告は、子会社の状況に関する事項を記載した大部の書類であり、その内容は詳細にすぎため、親法人である金庫の会員にはかえって分かりにくいものとなっている。	信用金庫法第54条の21第7項、信用金庫法施行規則第66条	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052024			z07062	金融庁	信用金庫法第87条の4	公告方法は、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次の方法のいずれかを定めて定めなければならない。 ・日刊新聞紙 ・電子公告	b		全国を地区とする信用金庫連合会の公告方法のあり方については、実態を十分に把握したうえで検討を行う。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	A	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。	信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示をもってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。	信用金庫法第87条の4	金融庁	新規
5053	5053001			z07063	金融庁	信託業法	信託契約代理店制度における復代理は認められていない。	b		信託契約代理店における復代理については、信託の複雑かつ多様な商品特性から、適切な信託の引受けを行なわせるには、所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点からは、慎重な検討が必要であると考えられる。 なお、現行法においては、復代理によらずとも、信託会社からの委託により特定の代理店が別の代理店の指導・支援を行う総括代理店方式は可能である。		社団法人信託協会	1	A	信託契約代理店制度における復代理の許容	「信託契約代理店」制度において、「復代理」までは認められていない。 ・所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすること。 ・少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急な手当てを要望する。	・例えば()信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する。()証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理店として選任する。等、喫緊かつ強いニーズが存在する。 ・また、銀行法においても、銀行代理業の再委託が認められたところである。 ・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 ・本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、更なる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。	信託業法第2条第8項 信託業法第5章	金融庁		
5053	5053005			z07064	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広い一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難。		社団法人信託協会	5	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 ・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けた場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産について、「主として有価証券」に運用することを可能とすること。	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。 ・信託銀行は、信託業法等によって受益者保護の観点から十分な行為規制が課されており、本要望が手当てされた場合も、受益者保護上特段の支障はなく、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するものではないと解される。 ・平成17年7月7日金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」においては、「規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択肢の拡大をうし、利用者利便の向上につながることに配慮すべきである」とされており、その趣旨を踏まえた検討を要望する。	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053006			z07065	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資をすることは困難。		社団法人信託協会	6	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。		・投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は運用機関間の競争を促進し、商品選択の拡大等投資者利益に資する。 ・信託銀行は、信託業法等によって受益者保護の観点から十分な行為規制が課されており、本要望が手当てされた場合も、受益者保護上特段の支障はなく、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するものではないと解される。 ・平成17年7月7日金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」においては、「規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択の拡大をつうじ、利用者利便の向上につながることに配慮すべきである」とされており、その趣旨を踏まえた検討を要望する。	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁	
5053	5053007			z07066	金融庁	投資顧問業法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	a		金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所については登録事項とはしていない。		社団法人信託協会	7	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所変更に伴う変更の届出の廃止	・投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員及び、投資顧問業法施行令第3条に定める使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名及び住所の記載が必要とされている。 ・また、投資顧問業者登録簿記載事項に変更があったときは、その届出が必要とされている。 ・投資顧問業者の役員及び重要な使用人の「住所」について変更の届出を廃止すること。		・一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員や使用人の数が100名を越すケースもある。 ・このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があり、期限内に書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重い。 ・また、金融商品取引法の制定により、登録申請項目から住所が削除され、公衆縦覧も廃止されるのであれば、当然に住所変更届出を提出することは不要と考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	金融庁	
5053	5053011			z07067	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		社団法人信託協会	11	A	保険会社による信託契約代理業及びいわゆる併営業の契約代理業務の早期解禁(新規)	・保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行を行うことが認められている(保険業法施行規則第51条)。 ・しかし、信託契約代理業やいわゆる併営業(兼営法第1条第1項4号～7号に定める業務)の契約締結の代理や事務の代行は認められていないため、保険会社に信託契約代理業やいわゆる併営業の契約代理業及び事務の代行を解禁していただきたい。		・平成17年3月の規制改革推進3ヵ年計画においても、「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する」とされているものの未だ具体的な検討内容は提示されていない状況。 ・保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保障関連業務等は、信託業務やいわゆる併営業との関連性が高く、保険会社が既存のノウハウを活用し、顧客に対し信託商品等の提示を行えることとなれば、顧客利便性向上の観点から有効である。 ・また、今般の信託業法改正において金融機関はもとより事業法人等にも信託契約代理店が認められ、いわゆる併営業代理店についても、担い手の限定がなく広く認められている中、保険会社に信託契約代理業やいわゆる併営業代理業務が認められないことは合理性を欠くものである。 ・以上の点を踏まえ、早急な措置を要望するもの。	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053012			z07068	金融庁	証券取引法第2条第3項第1号 証券取引法2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項	適格機関投資家の範囲は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令において列挙されており、金融機関のほか、ベンチャーキャピタルや有価証券報告書提出会社のうち有価証券の保有額等が100億円以上の事業会社で金融庁長官に届出を行った者等としている。	b		適格機関投資家の範囲の決定に当たっては、当該者が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として自ら投資に必要な情報を入手し判断することができるかなど投資者保護の観点から十分慎重に検討する必要がある。		社団法人信託協会	12	A	信託会社の適格機関投資家化について【新規】	証券取引法及び証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」といいます。)において、信託業法上の信託会社は、適格機関投資家として規定されていない。 信託業法第3条の免許を受けた信託会社のうち、信託財産に含まれる有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社について適格機関投資家とすることを要望するもの。		証券取引法第2条第3項第1号 証券取引法2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項	金融庁		
5057	5057048			z07069	金融庁	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	確定拠出年金制度において、自社のみを投資対象とするファンドの売買等については、インサイダー取引規制の適用除外とはなっていない。	b		見直しの検討に当たっては、部分的な検討のみならず、証券市場の公正性と投資者保護の観点から、全体的に整合性をもった検討を行う必要があると考えている。なお、インサイダー取引規制の適用除外取引の中に、重要事実を知る前に策定された計画の実行として取引が行われる場合として、「一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合であって投資額が「少額なもの」として従業員持株会による売買等が規定されているが、確定拠出年金制度について、個々の判断ではなく(類型的にみてこれらの特性、特に個別の投資判断に基づかないなどの要素に該当するかについて慎重に検討する必要がある。		(社)日本経済団体連合会	48	A	自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第8項号及び同第167条第8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。		証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	金融庁	企業型確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外になっていない。	
5057	5057130			z07070	金融庁	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第17条、第18条の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	b		24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制は、債務者を保護するための規定であり、銀行等については例外とすることについては慎重に検討する必要がある。		(社)日本経済団体連合会	130	A	貸金業者からの債権譲受けに伴う書面交付義務の緩和【新規】	貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等が貸金業者から貸付債権を譲受けた場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除外すべきである。 (*)本要望を踏まえ、早急に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。		貸金業規制法第17条、同第18条、同第24条	法務省大臣官房司法法制部 審査監督課	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」)第24条により、貸金業規制法に基づく規制が適用される旨の通知が義務づけられるとともに、貸金業規制法に基づく(債務者、保証者への書面交付義務を負っている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057132			z07071	金融庁	銀行法第52条の23、施行規則34条の16	現行制度上の銀行持株会社は子会社の業務範囲について限定列挙されている。	C		銀行業務との関連性。その必要性の観点から、主として動産レンタルを行う業務を認めることは困難。なお、施行規則17条の3第2項第11項に規定する要件を満たしていれば、主としてリース業をなう会社が動産レンタル事業を行うことは可能である。		(社)日本経済団体連合会	132	A	銀行持株会社の子会社における業務範囲の緩和[新規]	銀行持株会社の子会社が「動産レンタル事業」を営むことを可能とすべきである。		金融事業における業態間の垣根が低くなる中で、顧客からみた資産の所有方法、活用方法に関するニーズは多様化している。銀行持株会社の子会社において、「動産レンタル事業」を業務範囲に加えることで、資産活用方法における多様な要望に一元的に応えることのできる総合的な金融サービスを提供し、顧客の利便性向上を図ることが可能となる。	銀行法第52条の23	金融庁監督局 銀行第一課	銀行持株会社の業務範囲は、銀行法第52条の23において規定されており、現行規定では「動産レンタル事業」は認められていない。
5057	5057133			z07072	金融庁	信託業法	信託契約代理店制度における復代理は認められていない。	b		信託契約代理店における復代理については、信託の複雑かつ多様な商品特性から、適切な信託の引受けを行なわせるには、所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点からは、慎重な検討が必要であると考えられる。 なお、現行法においては、復代理によらずとも、信託会社からの委託により特定の代理店が別の代理店の指導・支援を行う総括代理店方式は可能である。		(社)日本経済団体連合会	133	A	信託契約代理店制度における復代理の容認[新規]	所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられ、早急に手当てすべきである。		例えば、信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する。証券会社を信託契約代理店とし、当該者を所屬会社とする証券仲介業者を復代理店として選任することについて、喫緊かつ強いニーズが存在する。銀行法においても、銀行代理業の再委託が認められた所である。 2003年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、さらなる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れに沿うものである。	信託業法第2条第8項 信託業法第5章	金融庁総務企画局企画課	現行の「信託契約代理店」制度において、「復代理」は認められていない。
5057	5057139			z07073	全庁		平成17年度より、譲渡禁止特約の解除対象とする譲渡先に特定目的会社を加えるとともに、対象とする債権の範囲を全ての金銭債権に広げるかたちで部分解除を実施済み。	d		対応済み		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各都府県・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各都府県共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が阻害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各都府県、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の都府県においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めた。特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達を支援・促進が図られている。しかしながら、依然として都府県による対応のバラつき、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057140			z07074	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		(社)日本経済団体連合会	140	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、信託会社又は信託兼営金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。		保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることになれば、顧客の利便性向上、エクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤の拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進できる。 また、既に銀行等においては信託業務の代理が可能となっており、保険会社のみで信託契約代理業務を認めないことは公平性に欠ける。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得る」とされており、早期に実現することが求められる。	保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。
5057	5057141	1		z07075	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		(社)日本経済団体連合会	141	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えるようになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点から、その勧誘を行うことであっても、新たな問題が生じることは考えにくい。 信託銀行による投資助言業務、投資一任業務の本体兼営が可能とされる中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社において、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡の観点からも妥当であると考えられる。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」とされており、早期に実現を図るべきである。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課 市場課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、勧誘を行うことはできない。
5057	5057141	2		z07076	金融庁	投資顧問業法第2条	投資顧問業契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	a		(投資顧問法上の観点) 金融商品取引法において、投資顧問契約の締結の代理又は媒介については業として位置付けている。		(社)日本経済団体連合会	141	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(投資顧問業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えるようになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点から、その勧誘を行うこととなっても、新たな問題が生じることは考えにくい。 信託銀行による投資助言業務、投資一任業務の本体兼営が可能とされる中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社において、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡の観点からも妥当であると考えられる。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」とされており、早期に実現を図るべきである。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課 市場課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、勧誘を行うことはできない。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057142			z07077	金融庁	保険業法第106条第1項第12号、第271条の2第2項第12号、同法施行規則第56条の2第2項 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 3 - 1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務として、不動産投資顧問業は認められていない。	c	-	これまで保険会社における不動産投資はインカムゲインを得ることを目的としたものを中心としており、不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。		(社)日本経済団体連合会	142	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社の業務および保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業務を認めるべきである。	(*)キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十分有している。 最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく(不動産投資)を行っており、このような判断は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものとされる。従って、保険会社の親近性においても問題は無い。 また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務との親近性は同等と考えられる。 さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。	年金基金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務まで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。 保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を必要とする。また、有価証券と不動産との収益性を追求する必要がある。また、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を必要とする。また、有価証券と不動産との収益性を追求する必要がある。また、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を必要とする。 また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ全体の向上を目的に適宜、個々の保有不動産について、投資対象としての採算性・適性を十分に勘案した上で入替えを行っているため。(*)	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 3 - 1(2)	金融庁総務企画局企画課	保険会社の子会社で行うことのできる業務あるいは保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務は含まれていない。
5057	5057143			z07078	金融庁	保険業法第106条第1項第13号、第107条第7項、同法施行規則第56条第3項 - 第5項	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項・第4項に規定されており、設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者(設立1年以上かつ常勤研究者2名以上・10%以上の同じく中小企業者)中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に - に該当していたものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		(社)日本経済団体連合会	143	A	保険会社の特定子会社(ベンチャー・キャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を、例えば設立間もない企業とするなど、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%を超えて投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能にすべきである。	(*)早期に所要の措置を講じることが求められる。	昨今、大企業からのスピンオフや大学発など多種多様な企業が設立されている。これらの企業は技術・ビジネスモデルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材等が不足している場合が多い。 現在、特定子会社が10%を超えて投資できる企業については、保険業法施行規則により一定の条件を満たすベンチャー企業に限定されているが、10年間の保有期間制限を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー企業の資金調達を容易にすべきである。また、投資時点では10%を超えた投資が認められていた企業について、成長によって事業規模等が拡大した場合でも、追加投資が可能となれば、当該企業からの支援継続等の要請に応えることにより、経営基盤をより強固なものとするのが可能となる。一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を把握することは、当該特定子会社のリスク管理にもつながると期待される。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)には、「保険会社の子会社が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲を拡大することについて、検討を行う」とされており、(*)	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことは、保険業法施行規則により、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定される企業等に限定されており、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。また、10%を超えて投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合、追加投資を行うことができない。
5057	5057145			z07079	金融庁	保険業法第97条第2項、第118条第1項、同法附則第1条の13 厚生年金保険法第130条の3	保険料受入れ、および移受管について、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		(社)日本経済団体連合会	145	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受管	特別勘定において、株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受管を可能とするよう、法令上の措置を講じるべきである。	新会計基準の適用に伴い、企業では、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持株株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として期待されている。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば、資産価値を減じることなく移管が可能となる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能となった所であり、生命保険会社のみ現物による保険料受入れおよび移受管が認められないと、競争上不均衡である。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。	保険業法第97条、第118条 保険業法附則第1条の13 厚生年金保険法第130条の2	金融庁総務企画局企画課	特別勘定における保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 (厚生年金基金の代行返上における物納等の場合に限り、特例措置として、現物資産によることが認められている。)	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057146			z07080	金融庁	保険業法第106条第1項第12号・第2項第2号 同法施行規則第56条の2第2項第8号・第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスプリベクションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に関連して、機器等の企画設計および機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることに鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		(社)日本経済団体連合会	146	A	損害保険会社の子会社対象会社の業務範囲の拡大[新規]	いわゆるロスコントロール・ロスプリベクション業務および健康、福祉又は医療に助言を行う業務の一環として、コンサルティングに伴い提供を要する機器等の企画設計、メーカーないし販売業者やリース業者への販売の取次ぎを可能とすべきである。例えば、「これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計、他の事業者への販売の取次ぎに係る業務を含む」といった文言を追加すべきである。		いわゆるロスコントロール・ロスプリベクション業務等を実施する場合、その成果物は、一般的には助言や報告レポートであるが、近時、機器等の導入を通じた右記サービスを提供するケースが生じている。	保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	金融庁総務企画局企画課	いわゆるロスコントロール・ロスプリベクション業務(保険業法施行規則第56条の2第2項第8号)および健康、福祉又は医療に助言を行う業務(同9号)に関しては、これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計や他の事業者への販売の取次ぎに係る業務が認められていない。
5057	5057148			z07081	金融庁	保険業法第8条第1項	保険会社の取締役、執行役、監査役等は、保険業法第8条第1項の特定関係者に該当する金融機関等の役員等を兼ねてはならないこととされている。	c	-	保険業法第8条第1項は、子会社方式・持株会社方式による保険と銀行等の他業態との間の相互参入に伴う弊害を防止するために設けられている規定であり、ご要望に対応することは困難である。		(社)日本経済団体連合会	148	A	保険会社における取締役等の兼職制限の緩和[新規]	保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいて、保険会社と銀行双方の取締役等の兼職が可能となるよう上記規定を緩和すべきである。		保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいては、保険会社と銀行の役員兼職を可能とすることが、グループの内部統制の強化及び傘下子会社の経営管理の効率化に資すると考えられる。	保険業法第8条第1項	金融庁監督局保険課	現行保険業法では、保険会社の取締役、執行役及び監査役は、特定関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く)等に該当する銀行の取締役、執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))又は使用人を兼ねてはならないとされている。
5057	5057149			z07082	金融庁	投資顧問業法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	a		金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所については登録事項とはしていない。		(社)日本経済団体連合会	149	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	投資顧問業者の役員および重要な使用人の「住所」について、公衆縦覧および変更の届出を廃止すべきである。		投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨は、当該投資顧問業者の登録の有無、概要等、投資顧問業者の選択にあたり必要な情報を投資者に開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、公衆縦覧を義務付ける項目は、投資者保護に必要なものに限定すべきであり、役員および重要な使用人の「住所」を公衆縦覧する意義は乏しい。また、公衆縦覧が廃止されれば、住所変更の届出も当然不要と考える。個人情報保護およびセキュリティの観点からも、早急な検討・手当てが必要である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	金融庁総務企画局市場課	公衆の縦覧に供される投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員および、投資顧問業法施行令第3条に定める使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名および住所の記載が必要とされている。また、投資顧問業者登録簿記載事項に変更があったときは、その届出が必要とされている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057152			z07083	金融庁	証券取引法第44条第3号、第45条第2号、第66条の13第1号ホ	証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可。また、親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で証券業行為に関する契約を締結するためには、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないことを認められるものとして承認を受けなければならないとされている。	b		(金融商品取引法第44条の2第1項第1号、第2項第1号、第66条の14第1号ホに規定する)「投資者の保護に欠けるおそれが少ない」と認められるものとしてどのようなものが考えられるか検討を行う。 なお、親子法人等の関係を利用した取引に関する弊害防止措置規定は、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがない認められるものとして承認を受けた場合には、適用が除外される。		(社)日本経済団体連合会	152	A	有価証券購入代金のクレジットカード決済【新規】	顧客が証券を購入する際の窓口(対面、販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードの導入を認めるべきである(その際は、「親子法人等」の関係におけるクレジットカード決済についても、同様の扱いとする)。		本件に関しては、平成17年のあじさい月間で、「クレジットカード会社による支払いは、カード会社から顧客に対する金銭の貸付と同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号および、第66条の13第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考える。なお、制度面における検討は平成17年度を旨に行う予定」との回答を得ている。 クレジットカード決済は、金銭の貸付(金銭貸借契約)ではなく、顧客に関する債権譲渡又は立替払いを基本とした契約であるため、当該事項に抵触することなく、証券の販売にクレジットカードを決済手段とすることに問題は無い。 同様にクレジットカード決済は「信用の供与」には該当しないこと、また、クレジットカード決済を導入した場合、親会社がクレジットカードによる有価証券取引を顧客等に強要することも考えにくいことから、親子法人間でのクレジットカードの導入についても、併せて認めるべきである。	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号、第32条5項、第45条第2号、第56条第1項第3号	金融庁監督局 証券課または同庁総務企画局市場課	証券会社とクレジットカード会社が証券取引上の「親子法人等」の関係に立つ場合、「親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で契約を締結すること」が禁止(第45条2)されている。 当該事項に抵触した場合は、証券会社は、業務停止などの行政処分を受けることになる(第56条)。
5057	5057153			z07084	金融庁	電子開示手続等ガイドラインAの1-2	電子開示手続等ガイドラインにより、電子開示システムを利用した有価証券届出書等の受付時間は、原則として平日の午前9時30分から午後5時までとされている。	c		有価証券届出書及び有価証券通知書の受理に当たり、財務局職員等は、受理時に発生した障害への対応を行っている。このため、財務局職員等の不在時に届出書等の提出を認めることは適当ではない。なお、通常、届出書は有価証券届出書及び有価証券通知書を作成、提出する時間を十分確保していることから、提出日の受付時間の延長は必要ないと考えられ、また、条件決定日の訂正届出書についても、提出日前に訂正届出書がある程度作成しておくことは可能であることに加え、特別な事情が提出日に発生することは通常考えられないことから、時間外受理を認めることは適当ではない。		(社)日本経済団体連合会	153	A	有価証券届出書および有価証券通知書提出時間の延長あるいは時間外の受付【新規】	有価証券届出書及び有価証券通知書の受付時間を午後8時頃まで延長すべきである。 また、緊急時等、特段の事情がある場合については、訂正書類の時間外受理を可能とすべきである。 さらにインターネットによる提出については24時間認めるべきである。		提出書類の内容等に誤りがあった場合、訂正書類の受理が翌日以降になり募集活動に支障をきたすことがある。また、募集活動の開始が遅れることにより、当初の申込期間が短縮されることになるため、発行企業だけでなく投資家に対しても不都合が発生する可能性がある。受付時間の延長または訂正等の場合の時間外受付により、当日受理を可能にするべきである。	電子開示手続等ガイドライン	金融庁	有価証券届出書および有価証券通知書、それらに関する訂正書類の提出時間は原則として午後8時とされている。
5057	5057154			z07085	金融庁	取引所の適時開示規則	「株式取扱規則」の改訂があるたびに、各証券取引所へ原本を提出することが求められている。	e		要望内容については、証券取引所規則に関する事項である。なお、証券取引所に確認したところ、上場会社に提出を求めている社内規則等については、原則として文書での提出を求めているところであるが、例えば、提出文書をPDF化した上で電子メール等で送信することも可能であると伝えられることから、今後の提出に際しては、事前に取引所に相談されたいとのことであった。 〔注〕一部の取引所では、既に電子データでの提出も可能となっており、また、現在、上場会社向けの情報システムの開発を進めている取引所もある。		(社)日本経済団体連合会	154	A	証券取引所への提出物に関する手続き簡素化【新規】	TNetなどによる電子データでの提出を認めるべきである。		「株式取扱規則」の原本証明の取得手続き、および郵送の手間を省く事が出来ることにも、郵送中の紛失などの事故も防止することができるようになる。	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則	各証券取引所	「株式取扱規則」の改訂があるたびに、各証券取引所へ原本を提出することが求められている。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057155			z07086	金融庁	日本証券業協会の持株会制度に関するガイドラインは、従業員持株制度を実施する会社が行う同制度の運営を適正かつ円滑ならしめるため、証券会社が行う持株会社制度に係る事務の取扱いについての基準を定めたもの。		b	—	従業員持株会の会員の範囲については、日本証券業協会の持株会制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において、実施会社及び実施会社が直接若しくは間接的に過半数の出資をしている会社の従業員に限ると規定されている。 現在、持株制度についてガイドラインの見直しは是非も含めた検討が協会において予定されていることから、要望について伝えることとしたい。		(社)日本経済団体連合会	155	A	社員持株会の強化(新規)	社員持株会の会員資格について、関連会社まで拡大すべきである。		「社員持株会」は、社員の福利厚生施策、安定株主の維持・拡大、の2つの側面から実施しているが、近年日本企業においては、事業の選択・集中を図るため、事業再編により分社化(関連会社化)するケースが増えている。今後「社員持株会」は大幅に縮小される見込みである。したがって、右記の規則の見直しは不可欠である。	証券業協会規則	金融庁	社員持株会の会員資格は、証券業協会規則により、「自社及び子会社従業員」に限定されており、関連会社の社員は加入できない状況になっている。
5057	5057156			z07087	金融庁、法務省	社債等の振替に関する法律第129条	振替社債等及び振替株式は弁済供託においては、供託物として認められていない。	c		弁済供託の目的は、物の引渡義務等を負う者の弁済の目的物の保管の負担の軽減を図るものであり、民法上「目的物」に限られている。振替社債等については証券が存在せず、目的物の保管の負担がないことから、弁済供託の趣旨に鑑みずと措置は困難と考えられる。 なお、供託制度を見直すことにより振替社債等を弁済供託の対象とすることについては、他の制度に及ぼす影響等を勘案のうえ、慎重に対応する必要がある。		(社)日本経済団体連合会	156	A	振替社債等の供託制度の規定整備(新規)	振替社債等について、弁済の場合でも供託が認められるよう、規定を整備すべきである。また、振替株式についての規定を整備すべきである。		振替社債等について、その口座名義人等の死亡等により相続が発生した場合、相続人等の事情によっては、振替社債等の払い出し先が確定せず、場合によっては証券会社等に対し相続確定の訴え等が提起されることがある。こうした相続人等の争いに巻き込まれないためには、振替社債等を弁済供託することが一つの方法であるが、社債振替法には供託の規定が整備されていないため、振替社債について供託が認められない。	社債等の振替に関する法律第129条	法務省 金融庁	振替社債等の供託については、担保もしくは保証、または公職選挙法の規定によって供託する場合の規定はあるものの、弁済供託については定めがない。
5066	5066002			z07088	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸付業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。社債の発行その他の方法によらずに貸付資金の受入れをすることができない。	c		貸付業務には、貸付債権の価値は融資先の状況に依存しているため、その劣化状況について外部からは判断しにくい、実態が見えにくい状況の下で、事業規模が両建てで際限なく拡大する危険性がある(実物取引と比べ歯止めがききにくい)といった特殊性があることから、金融業者が貸付資金の受入れのために社債を発行するにあたっては、悪質業者の排除や安定的な経営基盤確保のための一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を義務付けている。また、貸付業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務付けることにより、ディスクロージャーの充実を図る必要がある。 以上から、ノンバンク社債法による規制の撤廃又は緩和については、慎重に検討する必要がある。		社団法人リース事業協会	2	A	ノンバンク社債法による規制の撤廃又は緩和	社債・CPの発行代わり金を貸付業務に充当するためにはノンバンク社債法の登録が必要とされているが、本規制の撤廃又は緩和(例えば、機関投資家(券面1億円以上)への販売については規制の対象から外すなど)を行うこと、	法に束縛されない自由な資金調達が可能となる。	ノンバンク社債法の廃止の要望については、金融庁より「社債の購入者等の保護に資する観点から、法律を廃止することは困難」との回答を受けている。しかし、法の主眼(一般大衆が銀行預金と誤認するのを防ぐこと及び広く多数の者から資金を集め貸し付ける業務の公共性からノンバンクに規制を課すこと)を鑑みると、機関投資家への販売にまで規制を課すのは妥当でない。特に、CP・社債の投資家のほとんどが機関投資家である現状においては、ごく一部の一般個人からの調達のためにすべてが規制対象となってしまう当該規制は過剰といわざるを得ない。廃止することを要望するが、廃止は困難としても、規制の対象を限定するよう再考願いたい。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066003			z07089	金融庁	貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b		現在、貸金業制度等のあり方については、与党・政府において検討が行われているところであり、現段階で本件の取扱いについては未定である。		社団法人リース事業協会	3	A	貸金業規制法の抜本的見直し	貸金業規制法の抜本的な見直しに際して、法人に対する貸付については、個人に対する貸付と異なる取扱いを検討すべきである。		例えば、銀行がシンジケートローンのエージェンシーとなり、貸金業者が貸付人と参加する場合において、貸金業法で定める規制を課す必要はないと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	
5066	5066004			z07090	全省庁	-	平成17年度より、譲渡禁止特約の解除対象とする譲渡先に特定目的会社を加えるとともに、対象とする債権の範囲を全ての金銭債権に広げるかたちで部分解除を実施済み。	d	-	対応済み		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5066	5066006			z07091	金融庁	金融庁告示第34号	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	c		銀行からの収入を全く受けないことについては、銀行の他業禁止に係る子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであり、措置することは困難である。		社団法人リース事業協会	6	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められている。	銀行からの収入条項を廃止して業務の自由度を高め、銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生等、銀行法上認められた業務を分担するにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を業務付けられていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務に付、グループとして積極的に展開することを検討している。については、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望する。	銀行持株会社の子会社等にとっても、子会社を活用した業務効率化及び経営効率化が求められている。金融関連業務等、銀行法上認められた業務を分担するにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を業務付けられていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務に付、グループとして積極的に展開することを検討している。については、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望する。	金融庁告示第34号	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066008			z07092	金融庁	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第11項、主要行等向けの総合的名監督指針3-3-1	現行制度上の銀行子会社の業務範囲について限定列挙されている。	C		銀行業務との関連性、その必要性等において、中古販売業務を銀行子会社の業務範囲に追加することについては、適切ではない。		社団法人リース事業協会	8	A	銀行の子会社等の業務範囲拡大(中古物件販売業務の容認)	現在、銀行の子会社、関連会社等には物件の販売・賃貸業が認められていないが、銀行の子会社もしくは、関連会社等になっているリース会社に、これを容認して欲しい。	機械・装置等の中古物件の賃貸・販売業務	リース会社では、機械・装置等のリース満了物件の販売を行っているが、銀行関連会社等になっているリース会社では、リース満了物件の販売が自社リース物件のみに限定されている。リース会社を始めとした銀行の関連会社等に幅広く中古物件の販売・賃貸を容認しても、銀行法の本来的な主旨・目的を行うことは無く、むしろ中古市場の育成とリユースの促進に効果が見込めると思われる。	銀行法 ・同施行規則 ・主要行等向けの総合的名監督指針V-3-3-1	金融庁	
5066	5066009			z07093	金融庁	銀行法施行規則第2項11号、主要行等向けの総合的名監督指針V-3-3-1(2)	不動産を対象としたオペレーティングリース業務については認められていない。	b		銀行の子会社業務の範囲に不動産業が認められていない趣旨を踏まえ、不動産を対象としたオペレーティングリース業務を認めることについては慎重に検討する必要がある。		社団法人リース事業協会	9	A	銀行の子会社等の業務範囲拡大(銀行法施行規則第17条の3第2項11号の要件撤廃等)	現在、銀行の子会社、関連会社等が不動産を対象としたリース契約を行うに当たっては、所謂ファイナンスリースに限るとされているが、不動産のオペレーティングリースの取扱いを可能にして欲しい。また、「使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する定めがないこと、等が要件とされている。	不動産のオペレーティングリース等柔軟な商品設計が可能となる。	現在、銀行の子会社、関連会社等では、ファイナンスリース業務が「動産」「不動産」の両方に認められているが、オペレーティングリース業務は、動産のみに限定されている。リース会計基準の見直しが議論されている中、オペレーティングリースの需要は高まっている一方で、銀行の子会社等であるが為に不動産のオペレーティングリースができないというのには、リース会計基準や市場の方向性とは逆行しているものと思われる。	銀行法 ・同施行規則 ・主要行等向けの総合的名監督指針V-3-3-1	金融庁	
5066	5066010			z07094	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		社団法人リース事業協会	10	A	処分型不動産信託とそれに関連する業務について、一定の要件を備えた「信託業務を兼営する金融機関」に参入を認めること。	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条」において金融機関が営むことができない業務が定められているが、一定の要件を備えた「信託業務を兼営する金融機関」については、これらの業務を行うことができることとされたい。	「処分型不動産信託、及びそれに関わる不動産関連業務の一体的サービス提供は、REITや不動産ファンド等市場の拡大によって顧客のニーズが高まっているが、一部の「信託業務を兼営する金融機関」のみに受託が制限されている。既に「管理型」不動産信託の取扱実績があり、不動産に関する業務経験・リスク管理等の能力及び預金者保護のための財務・業務の健全性を確保した「信託業務を兼営する金融機関」については、一定の要件を設定することにより、これらの業務を解禁していただきたい。過去の回答において、参入の可否については慎重な検討を要するとされているが、ニーズの高まりを踏まえ、すみやかな検討を要望する。	土地等の処分を信託の目的の全部または一部とする、いわゆる「処分型不動産信託、及びそれに関連する「不動産の売買及び賃借の代理及び媒介」等の業務は、平成13年の「銀行法等の一部を改正する法律、附則により経過措置として認められた一部の「信託業務を兼営する金融機関」のみに認められている。そのため、その他の「信託業務を兼営する金融機関」においては処分型不動産信託への新たな参入が制限されており、信託業務における競争を不当に制限することとなっている。新たな参入により、競争が促進され、不動産信託に関わる一体的サービス提供による顧客の利便性が向上し、不動産信託市場の拡大が期待される。	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条」「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条」「銀行法等の一部を改正する法律(法律第117号)附則第10条、第11条」	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5071	5071001			z07095	金融庁	協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(大蔵省告示第192号 平9.7.31) 第4条、第11条	補充的項目のうち、一般貸倒引当金については、連結自己資本比率の場合は第8条(単体自己資本比率の場合は第8条)の算式の分母の0.625/パーセントを限度として算入することができるものとする。	c	-	自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度については、連結自己資本比率の場合は第8条(単体自己資本比率の場合は第8条)の算式の分母の0.625/パーセントとされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることが困難。		社団法人全国信用組合中央協会	1	A	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げること	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	
5071	5071002			z07096	金融庁	中小企業等協同組合法第61条	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けられない。	b		中小企業等協同組合法及び信用金庫法における脱退会員・組合員の持分の取扱い、それぞれ信用組合及び信用金庫の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要である。		社団法人全国信用組合中央協会	2	A	脱退組合員の出資持分を一時取得できるようにすること	信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。信用組合では、日常的に出資加入、脱退が発生しており、その金額も組合財産と比べると極めて僅少であることから、随時脱退を実施しても法の目的とする組合事業の遂行への影響はなく、また、脱退組合員の希望する払戻しの早期化とともに、信用組合にとっても処理の迅速化・合理化に繋がるものである。	中小企業等協同組合法第61条	金融庁			
5071	5071003			z07097	金融庁	中小企業等協同組合法第33条、中小企業等協同組合法第51条	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対記載事項となっていない。定款の変更は、総会の議決を経なければならない。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、会社法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、会社法と同様の取扱いとすることや、総会の議決事項から従たる事務所の変更に係る定款変更を除くことについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。		社団法人全国信用組合中央協会	3	A	定款への「従たる事務所」の記載の廃止、又は総会の議決事項(定款の変更)から「従たる事務所」の新設・統廃合に伴う変更を除くこと	定款上における「従たる事務所」の記載のあり方については、会社法第27条と同様に「主たる事務所」のみの記載に見直すこと、又は、店舗の新設・統廃合に係る「従たる事務所」の変更(定款の変更)については、総会の議決事項から除き、理事会等の議決をもって対応できるようにすること。	協同組織金融機関においては、主として渉外活動を中心とした営業活動を通じて、組合員にマッチした商品やサービスの提供を行っている。昨今では、インターネット、モバイル、ATMなど店舗以外のチャネルの拡大により、組合員がサービスを受ける方法・場所等の選択肢も広がっている。こうした実態を踏まえ、定款上において、「従たる事務所」を記載する必要も薄れてきており、地域の拠点としての「主たる事務所」のみの記載であっても、組合員が不利益になるような事態は生じないと考える。さらに現状のままでは、「従たる事務所」が定款記載事項とされ総会の議決が必要となるため、組合員に対する利便性の提供において機動的な対応ができない事態が生じている。このような実情を踏まえ、定款上における「従たる事務所」の記載のあり方については、会社法第27条と同様に「主たる事務所」のみの記載に見直すこと、又は、店舗の新設・統廃合に係る「従たる事務所」の変更(定款の変更)については、総会の議決事項から除き、理事会等の議決をもって対応できるようにすることを要望する。	中小企業等協同組合法第33条、中小企業等協同組合法第51条	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5071	5071004			z07098	金融庁	中小企業等協同組合法第27条の2第2項協同組合による金融事業に関する法律第3条第3号	信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	c		業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要不可欠なものであり、廃止は困難であるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について慎重に検討する。		社団法人全国信用組合中央協会	4	A	業務方法書を廃止すること	金融機関の経営の健全性の確保の観点から個別の業務実態を把握する必要があることは理解できるが、個別の業務実態については、当該業務に係る認可申請、届出手続きやオンライン・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握されており、適切な監督が行われているものと考え、よって、協同組織金融機関に限り設けられている「業務方法書」を廃止することを、		金融機関の経営の健全性の確保の観点から個別の業務実態を把握する必要があることは理解できるが、個別の業務実態については、当該業務に係る認可申請、届出手続きやオンライン・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握されており、適切な監督が行われているものと考え、よって、協同組織金融機関に限り設けられている「業務方法書」を廃止することを要望する。	中小企業等協同組合法第27条の2第2項協同組合による金融事業に関する法律第3条第3項	金融庁		
5071	5071006			z07099	金融庁	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、中小企業等協同組合法施行令において規定されているが、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれの根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	b		信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関である信用金庫や労働金庫のように当該金庫を会員として組織する連合会という形態をとっておらず、会員たる組合の種類がいかにかわらず、連合会自体の事業として金融事業のみを行う連合会という法的枠組みとなっており、立法の経緯や他の協同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要である。		社団法人全国信用組合中央協会	6	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にか	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定められている。	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	金融庁	
5071	5071007			z07100	金融庁	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	全国信用協同組合連合会の会員のために、行う債務の保証は認められているが、会員以外の者に対する債務の保証は認められていない。	b		全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引き受けの取扱いについては、全国信用協同組合連合会の経営の健全性や当該業務に対するニーズや、他の協同組織金融機関連合会の業務の横並び等を把握しながら慎重な検討を行う。		社団法人全国信用組合中央協会	7	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けをできるようにすること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加すること。		中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引については、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当局の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認可されている。債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令(国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け、会員である信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け)で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認められている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5071	5071011			z07101	金融庁	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		社団法人全国信用組合中央協会	11	A	生命保険の構成員契約規制を廃止すること	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際の審査となっているため、生命保険の募集においては、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。本規制が廃止されることにより、組合員の利便性向上や組合の収益機会の拡大等を図ることができる。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号	金融庁		
5071	5071012			z07102	金融庁	中小企業等協同組合法第9条の7の5(平成19年4月1日施行)	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(平成18年法律第75号)により、平成19年4月より、契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として主務省令で定める場合に、共済商品が取り扱えることとなる。	a		中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(平成18年法律第75号)により、平成19年4月より、契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として主務省令で定める場合に、共済商品が取り扱えることとなる。		社団法人全国信用組合中央協会	12	A	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱いができるようにすること	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。		中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。火災共済協同組合が行う火災共済や協同組合等が行う生命共済等の共済事業において、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が火災共済、生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため。		金融庁	
5071	5071014			z07103	金融庁	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条 の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条-第6条	協金法に基づくリスク管理債権(貸出金のみ)と、金融再生法に基づく(資産査定)の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	c		リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものである。 他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものである。当該比率は17年3月末に2.9%と低下し、半減目標は達成。 両者の差異は縮小しており、不良債権については2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知しているが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後とも不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での措置は困難。		社団法人全国信用組合中央協会	14	A	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示の一本化すること	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示を一本化すること。		協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく(資産査定)とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条-第6条	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5080	5080001			z07104	金融庁	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第32条第1項 同法施行規則第31条第2号 証券投資顧問業者の監督等にあつての留意事項(1)について3-12(1)	複数の顧客資産を合同運用する場合、運用状況報告書には、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を記載することとされている。	c		証券投資信託と認可投資顧問業者による合同運用は、複数の顧客資産を合同で運用する点では機能的に類似している側面があるものの、証券投資信託は単一の証券投資信託契約に基づき受益権を表象する分された受益証券を投資者に取得させるものであるのに対し、認可投資顧問業者は各顧客のために、個別相対の契約関係に基づき顧客資産を合同で運用しているというところに根本的な差異がある。 したがって、投資一任契約に係る業務の個別相対性に鑑みれば、あくまでも顧客の計算に関する資産の現状については個別にディスクロースし、顧客において適切に資産内容を把握できる方が提供されている必要がある。 仮に、合同運用している資産に係る顧客の持分並びに持分に相当する金額について、運用状況報告書への記載を不要とする取扱いを認めた場合、顧客の負担において当該顧客の計算に関する資産の現状について確認させることとなり、利用者利便の観点から適当でないと考えられる。		三井トラスト・ホールディングス株式会社	1	A	投資一任契約に係る資産を合同運用する場合の報告書記載内容の軽減	平成12年の投資顧問業法施行規則の改正により、投資一任約定における合同運用が解禁された。 合同運用を実施した場合、証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつての留意事項(1)について3-12(1)により、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を記載した報告書を各投資一任契約の顧客に交付することとされている。 当該報告書について、投資信託における取扱と平仄を合わせ、合同運用全体の開示を実施することにより、顧客の持分に相当する金額の記載を不要とすることについて要望するもの。		合同運用を実施した場合における報告書について、保有している各資産毎に持分を記載する必要があるが、斯かる持分の記載は、投資顧問業者にとって極めて負担が重く、合同運用の活用を阻害する大きな要因となっている。 合同運用全体の開示が別途に実施されれば、各投資一任契約の顧客に交付する報告書について持分割合のみを記載する取扱いとしても、顧客を害する惧れはないと考えられることから、投資一任約定における合同運用について、親投資信託及び投資信託における開示方法と同水準とするよう要望するもの。	投資顧問業法第32条第1項 投資顧問業法施行規則第31条第2号 証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつての留意事項(1)について3-12(1)	金融庁	
5082	5082001			z07105	金融庁	貸金業の規制等に関する法律 信託業法	貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。	c		貸金業の規制等に関する法律は資金需要者等の利益の保護を、信託業法は信託の委託者及び受益者の保護を目的としているため、保護法益が異なり、また、監督についても別の観点から行うことから、信託会社を貸金業の適用対象外とすることは困難。		日立キャピタル信託株式会社	1	A	信託会社への貸金業法の適用を除外すること	信託会社として貸出を行う信託会社は、現状において信託業法に加えて貸金業法の規制を受けることとなるため、信託会社が行う貸出につき貸金業法の適用を除外していただくたい。それが困難であるなら、少なくとも信用保証協会の保証につき貸金業法第24条の2第2項の適用を除外していただきたい。	信託会社が信託財産の運用として中小企業等向け貸出を行う場合、貸金業法第17条第1項の書面交付及び弁済受領の都度18条1項の受取証交付が必要であるほか、信用保証協会が当該貸出につき保証を行った場合で保証実行により求償権を取得した場合には、今度は信用保証協会が第17条第1項の書面交付及び18条1項の受取証交付を行う必要がでてくる(24条の2第2項)ため、信用保証協会がその煩雑さから保証を敢て断ることもなくなりかねず、中小企業向け融資の推進にとってマイナスとなりにくい。	信託会社は信託業の免許取得にあつて、取り扱う信託業務の内容及びその実施体制等につき厳しい審査を受けていることから、更に貸金業法を適用する必要性はない。また、信用保証協会が行う保証業務は、その業務の性格からしても貸金業法第24条の2第2項を適用すべき保証業者と同一視すべきでないと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条の2	金融庁	
5083	5083004			z07106	全省庁	金融審議会令 第十一号 企業会計審議会令 第十一号	金融審議会及び企業会計審議会においては、審議の透明化の観点から、原則として会議の公開を行っており、一般国民の傍聴も可能である。但し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益をおよぼすおそれがある場合は、非公開としている。	d		審議の透明化の観点から、可能な限り会議の公開を行っており、対応済。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養審議会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会議長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあつて、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5084	5084003			z07107	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第191条	法第191条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届けることが規定されている。	c		登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考える。		(社)不動産証券化協会	3	A	投資法人登録簿の登録事項変更に係る手続きの緩和	登録法人登録簿の登録事項変更に関して、一般事務受託者等の相手方の事由における単なる名称や住所変更等があった場合、これを投資法人が常時確認することは難しいことより、届出期日の2週間以内を緩和されたい。	投資法人登録簿における登録事項に変更が生じた場合、登録事項に関して2週間以内に変更の届出が必要となっている。	施行規則第214条第6号払込取扱機関及び第7号一般事務受託者が単なる名称及び住所の変更並びに第7号一般事務受託者の沿革に変更があった場合、相手方から速やかに変更通知を受理できるとは言えず、また、投資法人自身が相手方の変更等発生を常時確認することは難しい。従って、このような相手方の事由による軽微な登録事項の変更については、届出期日を2週間以内とせず、ある一定の期日(例えば決算期末後2ヶ月以内)にまとめて届出を行うなど実務的な対応が出来るようにされたい。但し、一般事務受託者や払込取扱機関に関して、投資法人が相手方を変更する場合は、この限りではない。	投資信託及び投資法人に関する法律第191条	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開をお願いします。
5086	5086001			z07108	金融庁	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2(7)	企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		損害保険労働組合連合会	1	B	生命保険の構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制は、過剰な事前販売規制と言わざるを得ないことから、早期に規制を撤廃して頂きたい。	自由化・規制緩和の進展は、生損保の相互参入を実現し、クロスマーケティングを通じた競争の促進、消費者の期待に応える商品・サービス提供を目指してきた。また一方で、銀行窓口の拡大といった消費者利便の拡大の実現は、購入窓口の拡大といった消費者利便の拡大の観点から、着実にその進展が見られているところにある。	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集が生じかねないとの観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き制限されている。しかしながら、そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されていること、行政においては事前規制から事後チェック型への転換が進み、不適切な募集に対する措置策も講じられているなかで、圧力募集への虞を前提として一切の販売禁止を措置することは、もはや過剰な規制であること、第二分野(損保商品)及び第三分野(生保・損保商品)については既に販売可能とされているなか、第一分野商品のみ販売規制とすることについて、合理的な理由が存在しないこと、銀行における保険窓口に当たっては、本規制の存在によって顧客に勤務先等の質問を行わざるを得ないが、プライバシーに関わるなど顧客対応上も好ましい措置とは言えず、さらに円滑な募集実務を却って阻害している状況においては、本規制の見直す必要性は一層高まっている。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234号1項2号	金融庁	
5086	5086002			z07109	金融庁	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		損害保険労働組合連合会	2	B	保険会社本体の業務範囲の拡大	保険会社本体における「付随業務」・「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図って頂きたい。	保険商品に関連する信託業サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。	保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に係っており、以下の業務との強い関連性・接近性を有している。については、保険会社の有するノウハウ等の活用による、より高度な顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における業務範囲の拡大を図って頂きたい。	保険業法第98条1項1号 同法施行規則第51条	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5086	5086003			z07110	金融庁	保険業法第106条第1項第12号・第2項第2号 同法施行規則第56条の2第2項第8号・第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスプリベーションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に関連して、機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることに鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		損害保険労働組合連合会	3	B	保険子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。		来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベーション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社では行っていないが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から望ましいと考える。	保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	金融庁	
5086	5086010			z07111	金融庁	保険業法第97条の2第1項	保険会社の資産運用については、法律上、内閣府令で定める資産は内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないものとされており、具体的には、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等とされている。	c	-	本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであり、その見直しには慎重な検討が必要。		損害保険労働組合連合会	10	B	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険業法において、保険会社は、資産(株式・外貨建資産・不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められているが、この資産別運用比率規制を撤廃して頂きたい。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	資産運用規制は、保険契約者の利益を損なわない目的を有する一方で、金融システムや市場の変化等に対する機動性に欠けるとともに、契約者の利益にも繋がる収益性の追求といった面からは運用の選択肢を狭めていると言わざるを得ない。資産運用は保険会社の自主ルール等によるリスク管理によって行われるべきものであり、かつオフサイト・モニタリングも導入されているなか、もはや一律の事前規制は過当ではないものと考えことから、資産別運用比率規制については早期に撤廃して頂きたい。	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	
5089	5089001			z07112	金融庁	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		生命保険協会	1	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を委託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマルティ活用観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5089	5089002	1		z07113	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		生命保険協会	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		・顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である ・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法	金融庁総務企画局市場課・企画課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。 投資顧問契約等の締結の代理媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要
5089	5089002	2		z07114	金融庁	投資顧問業法第2条	投資顧問業契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	a		(投資顧問法上の観点) 金融商品取引法において、投資顧問契約の締結の代理又は媒介については業として位置付けている。		生命保険協会	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(投資顧問業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		・顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である ・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法	金融庁総務企画局市場課・企画課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。 投資顧問契約等の締結の代理媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要
5089	5089003			z07115	金融庁	保険業法第106条第1項第12号、第271条の22第1項第12号同法施行規則第56条の2第2項 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 3 - 1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務として、不動産投資顧問業は認められていない。	c		これまで保険会社における不動産投資はインカムゲインを得ることを目的としたものを中心として、不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。		生命保険協会	3	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		・企業年金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に偏る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。 ・保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル、商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであるが、予定利率をカバーするための収益性を追求する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案のうえ、投資判断を行っている。その判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、まさに不動産投資顧問業登録規程に定められる「投資判断」に必要な能力と同様であると考える。 ・また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産において、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案したうえで入替えを行っているため、キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十分蓄積している。 ・最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく不動産投資を行っており、このような判断は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものと言える。従って、保険会社の本業との親近性においても問題はない。 ・また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積されたノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務の本業との親近性は同等と考えられる。 ・さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 3 - 1(2)	金融庁総務企画局企画課	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5089	5089004			z07116	金融庁	保険業法第106条第1項第13号、第107条第7項同法施行規則第56条第3項～第5項	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項・第4項に規定されており、設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者(設立1年以内かつ常勤研究者2名以上・10%以上の同じく中小企業者)中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に - に該当していたものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		生命保険協会	4	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。	・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 ・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合も、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 ・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の遡脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 ・なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果も期待できる。	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であって、10%超の投資を行った企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。	
5089	5089006			z07117	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項同法施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法律第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の事業の在り方の趣旨等を踏まえて検討することが必要であり、また、信託業に係る業務の代理又は事務の代行からまずは検討されるべきである。		生命保険協会	6	A	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。	・保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益向上等の観点から有効である。 なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条	金融庁総務企画局企画課	本体での信託業務は保険金信託に限定されており、幅広く信託業務を行うことができない。	
5089	5089007			z07118	金融庁	保険業法第106条第3項、第107条第2項同法施行規則第57条第1項、第58条の2	保険会社は、担保権の実行による場合等を除き、国内の会社の議決権を10%を超えて取得・保有してはならないこととされており、また、保険会社は、担保権の実行による場合等を除き、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならないこととされている。	c		保険業法施行規則第57条第1項・第58条の2は債権者として当然の権利行使等により議決権が増加することとなる場合を保険会社の議決権保有制限の例外として認めるものであるのに対して、ご要望の場合は例外として認めるべき必要性が低く、その要件も不明確であることから、ご要望に対応することは困難である。		生命保険協会	7	A	保険会社又はその子会社による株式又は持分の取得制限の例外取扱いの範囲の拡大	保険業法施行規則第57条、58条の2に列挙される事由に以下を追加いただきたい。 「保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得又は保有であって、当該会社が現に行う業務に關連する業務を新たにを行うことにより当該株式又は持分の価値の増加が見込めるもの」	・左記の事由を追加すれば、保険会社と取引関係にある保険会社の子会社等を対象とする保険会社グループの再編成にあたって、あらかじめ(原則1年以内)当該子会社等が現に行っている保険業法第106条第1項各号の子会社対象会社の業務に加えて「これに該当しないが關連する業務(当該子会社等が蓄積してきたノウハウを活用できる業務)」を営むことにより企業価値を高めたうえで、その株式等をグループ外に譲渡する等の対応が可能となり、保険会社グループの柔軟な再編成に資する。 ・なお、保険会社の子会社等の業務範囲等については、「保険会社の経営の健全性を確保するため、グループ全体としてのリスク管理を行う必要があること」、「のリスク管理を遂行するためには、財務のディスクロージャーによる市場規律の働(範囲)と監督当局の規制対象を整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等にも他業禁止の届出も踏まえ業務範囲規制を課す必要があること」との考え方に基き、「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定されている。 平成10年1月、金融制度調査会において取りまとめられた「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」においては、上記・と同趣旨の内容が謳われているとともに、「銀行持株会社グループについては、既に法制化されており、(中略)親子会社グループについても、銀行子会社を含め同様の業務範囲とすることが適当である。旨を提言しており、親子会社グループに係る業務範囲規制については、上記の要請を充足するために、持株会社グループに係る規制と同様の規制とすることが適当としている。 現在、保険持株会社は、内閣総理大臣の承認を条件に法第271条の22第1項各号所定の業務以外の会社についても子会社とすることができることとされていることから、少なくとも親子会社グループにおいて業務範囲規制の一部適用除外を認めることは上記・の趣旨にも整合的である。	保険業法第106条、第107条、保険業法施行規則第57条、第58条の2	金融庁総務企画局企画課	保険業法第106条第3項及び第107条第2項は、保険会社又はその子会社が子会社対象会社以外の会社を子会社とできる事由及び国内の会社の基準議決権数を超えて株式又は持分を取得できる事由、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由に、規定されている。この規定を受けて、保険業法施行規則第57条及び第58条の2第3号は、それぞれ当該事由を列挙している。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5089	5089018			z07119	金融庁	保険業法第97条第2項、第118条第1項、同法附則第1条の13、厚生年金保険法第130条の3	保険料受入れ、および移受管について、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		生命保険協会	18	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		<ul style="list-style-type: none"> 新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく(移管が可能となる)。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いしないと利用者利便が著しく阻害される。 	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。